

平成18年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成18年6月15日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

26番 菊地弘明議員

1. 市民生活の願いについて
 - (1) 医療体制について
2. 教育行政について
 - (1) 学校給食費について
 - (2) 学校安全対策について
 - (3) 教育のあり方について

7番 磯飛 清議員

1. 災害時支援対策と危機管理について
 - (1) 「災害時指針改正」にともなう対応について
 - (2) 災害発生時の避難支援について
 - (3) 自主防災組織について
 - (4) 保育園の危機管理、耐震診断について
2. 市営バス運行計画策定について

12番 早乙女順子議員

1. 高齢者福祉行政について
 - (1) 介護保険制度改正でケアプラン難民について
 - (2) 第3期那須塩原市高齢者保健福祉計画について
 - (3) 高齢者福祉行政の運営について
2. 特別支援教育について
 - (1) 那須塩原市の現状と課題について
3. 那須広域第2期ごみ処理施設建設計画について
 - (1) ごみ処理施設建設プラントメーカーの談合問題について
 - (2) 第2期ごみ処理施設建設計画予定地域の住民の要望について

28番 人見菊一議員

1. 農業行政について
 - (1) 本市農業の推移状況について
 - (2) 国営那須野原総合農地開発事業について

2. 観光行政について

- (1) 板室温泉地域整備について
- (2) 木の俣川園地遊歩道整備について

3. 道路行政について

- (1) 県道黒磯田島線改良計画について
- (2) 市道 3 4 2 号線板室油井線那珂川橋改良計画について

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（1名）

15番	石川英男君
-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君	西那須野 支所長	八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	石井博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。

15番、石川英男君より欠席する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 菊 地 弘 明 君

○議長（高久武男君） 初めに、26番、菊地弘明君。

〔26番 菊地弘明君登壇〕

○26番（菊地弘明君） おはようございます。

市政一般質問を行います。

1、市民生活の願いについて。

(1)医療体制について。

①医師不足と言われる昨今、救急医療の現状、問題点とその対応策についてお聞きします。例えば家族が急病により救急車を呼んだ場合、その後の動き方に心配はないのか。市民が安心して暮ら

せるまちづくりの観点からお尋ねをいたします。

②学校における子供の急病や突然死に対する対応はどういう手順を踏むことになるのかお聞きいたします。

2、教育行政について。

(1)学校給食費について。

①学校給食費の滞納状況と問題点、今後の対応策などについてお伺いいたします。

(2)学校安全対策について。

①現在の学校安全対策の実情、問題点や対応策についてお聞きいたします。

緊急事態が発生した場合、重宝できる市内連絡網の活用、例えば消防の放送などは見当たらないが、どうなっているのかお尋ねをいたします。

②万が一、学校敷地外で（登下校時や行事の際）事故が発生してしまった場合、責任の所在はどうかお尋ねをいたします。

(3)教育のあり方について。

①今後、全国的に展開される早寝早起き朝ごはん運動についての考え方と取り組みについてお尋ねをいたします。

②ある県における小学校給食時間の実態調査によると、6割が給食時間が短いという結果が出ております。

当市においてはどうか。問題点があるとなれば、対応策についてお伺いをいたします。

③小学校での予習の必要性について、どうとらえているのかお聞きいたします。

④現在、中学校で行われている定期テスト（中間、期末など）で生徒を評価する形式を続けているのは、絶対評価の趣旨を十分生かせないとの声がありますが、この点をどうとらえているのか。また、その対策についてもあわせてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

26番、菊地弘明議員の質問にお答えをいたします。

市民生活の願いの(1)の医療体制についての①についてお答えをいたします。

急病や交通事故により救急車を呼んだ場合、救急隊員は、本人または家族などから希望する医療機関の確認や傷病者の状態を見きわめながら搬送先である救急医療機関を選定し、受け入れ可能かどうかを確認し、収容いたします。

しかしながら昨今、地域の救急医療機関において、国の新研修医療制度に伴い、大学病院等への医師の引き揚げによる医師不足や市民の大病院志向、救急病院のコンビニ的利用の増大等に伴い、医師が多忙であること、空きベッドがないなどの理由から、救急隊員が受け入れを要請しても拒否され、収容先が決まるまで時間がかかってしまうケースがあると聞いております。

現在、地域救急医療体制は広域で整備を図っていくことが効率的かつ効果的であることから、平成17年度に那須地区広域行政事務組合が中心となって、地元医師会を初め、中核的病院や消防組合、県及び市町村で構成する那須地区地域医療対策協議会を設立し、救急医療や医師不足等の問題解決に向けて協議をしているところであり、県に対しても専門研修医の貸し付け制度やドクターバンクの需要等の推進を図ってもらうなど、県内各中核病院の医師不足解消について要望してきております。

なお、今後とも地域救急医療体制の確立に向けて努力していきたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長、教育部長より答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私からは、教育行政の(3)の教育のあり方についてご答弁申し上げます。

初めに、早寝早起き朝ごはん運動についてのご質問にお答えいたします。

今日の子供たちの生活実態を過去と比較すると、就寝時間は遅くなり、朝食をとらないなど、生活の乱れが指摘されています。こうした基本的な生活習慣の乱れは、学力や体力低下をもたらすとともに、非行の一因とも言われております。

地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運を醸成するために、早寝早起き朝ごはん運動の趣旨に沿った取り組みがなされることを期待したいと思います。

次に、給食時間の問題点、対応策についてのご質問にお答えします。

本市としましては、そのような実態調査は行っていません。なお、市内の小学校の給食時間は40分から45分になっていますが、これまでに特に問題は聞いておりません。

次に、予習の必要性についてのご質問にお答えいたします。

本市では人づくり教育を教育施策の柱として教育行政を推進しております。その中の重要な役割を担っているものの一つに学力の向上があります。教師の授業力向上を目指して市教委は学力向上連携事業——これは大学等との連携事業ですが、学校訪問での研究事業等を通して、各学校を支援しております。

学力の定着のためには家庭学習は大変重要なものと考えております。授業中の理解を十分にするためにも、予習も重要であると考えておりますが、小学生という発達段階における予習のあり方に

については、今後さらに検討してまいりたいと思います。

次に、中学校での生徒の評価形式のご質問にお答えします。

中学校では定期テストのみで生徒を評価しているわけではありません。授業中の活動の観察、発言内容、学習プリント、作品なども含め、さまざまな方法で評価しており、定期テストはあくまでも評価方法の一つであります。また、定期テストの問題を工夫することにより、絶対評価の資料の一つとして有効なものになると考えております。

中学校に対しましては、今後もさまざまな角度から総合的に評価をしていくように指導や助言を続けていきたいと考えております。

以下は部長のほうから答弁いたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、私のほうからは、1の市民生活の願いについての②学校における子供の急病の突然死について、それと2の教育行政についての(1)、(2)を続けて答弁させていただきます。

まず最初に、学校での急病等の対応、手順についてお答えを申し上げます。

医師の診断や治療が必要な場合には、けが等の状況に応じて対応しております。軽症の場合は、保護者学校に迎えに来て医療機関へ連れていってもらっております。また、緊急を要する場合には、タクシーや救急車に教職員が同乗して病院に搬送し、診断や治療を受けることになります。その場合には、同時に保護者に連絡し、病院に直行していただいております。

次に、学校給食の滞納状況と問題点、対応策についてお答えを申し上げます。

学校給食に使用する賄い材料費は児童生徒の保護者が納入する学校給食費で賄われており、その

他の調理場管理運営費や人件費等は一般会計で賄われております。

平成17年度学校給食費の納入状況につきましては、現在決算見込みの状況でありますけれども、5月31日現在で共同調理場につきましては99.09%の収納率となっております。

学校給食費の滞納額につきましては、年々増加をしており、この傾向が続きますと、給食業務の運営に支障を来すことが懸念されております。学校給食共同調理場では、未納者に対する対応マニュアル等を作成し、学校との連携を図りながら、収納率のアップに努めております。

現在の学校安全対策の実情についてのお答えを申し上げます。

現在、市内のすべての学校において、危機管理マニュアルを作成しております。これは児童生徒の発達段階や地域の実情に応じて各学校が独自に検討、作成、見直しを行い、問題行動や不審者対策、交通事故など、学校事故全般にわたり、具体的な場面を想定した危機管理の基本を示したものであります。これは全職員が携行して、職員会議や現職教育等の研修を通じて、日ごろから危機管理体制の整備と児童生徒の安全対策を講じるとともに、指導しております。

問題点と今後の対応策につきましては、現在は下校時における児童生徒の安全確保が一番の問題点だと考えております。既に職員、保護者や学校安全ボランティア等による巡回等の活動は実施しておりますが、今後長期化していく中で、どう継続していくかが問題であります。

そのためには、さらに地域との連携を密にして、子供を守る方策を考えていくことが重要と考え、仮称でありますけれども、各学校に子供安全推進連絡会を立ち上げ、各地区で推進していく予定であります。

緊急時の市内連絡網につきましては、さきの市議会定例会におきまして、消防無線の活用のお話でしたが、地域に点在するスピーカーを使って行政の情報を放送できるのは、現状では塩原地区の同報系の無線のみであり、黒磯地区、西那須野地区のスピーカーは消防専用の緊急無線として免許を受けているもので、児童生徒の安全対策として注意喚起の放送を流すことは、緊急を要する場合であっても、なかなか難しいところがあると考えております。

次に、学校敷地外での事故発生時の責任の所在でございますけれども、教師が同行する登下校時や学校敷地外での学校行事で事故が発生した場合、責任の所在は学校にあると考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） それでは、随時再質問をさせていただきます。

1番の医療体制の中の救急医療というようなことで市長さんからご答弁をいただいたわけですが、実際、医師不足というのは、非常に最近顕著になってきていると。先日、NHKで6月2日に「患者の命を守るために～徹底討論 どうする医師不足～」というお話があったわけですが、その中でも、現在は地域医療が崩壊しているんだと。医師も12万人不足しているというお話があったわけですが、先ほど市長さんのほうからもお話しいただいたように、大学病院は大学に引き揚げてしまうと。また、日赤等においても大学のほうから来ているお医者さんには無理なことが言えないというお話も聞くわけですが、このまま行きますと、本当に市民がそういう事態になったときに、1分1秒を争うようなときにすぐに病院に行けないというような事態が発生しているわ

けでございます。

私事で本当に恐縮ですが、うちの母も実は夜中の2時半ごろ倒れまして、救急車を呼んで、実は救急車に乗せてから30分ぐらい要請にかかったわけですが、やはり真夜中というようなこともありますし、希望した病院には入ることができず、何件か聞いていただきまして、やっと搬送したというような経緯があるわけですが、またこれは聞いた話なんですけれども、井口に住んでいる方が、やはり夜病気になるたびに、すぐ目の前の国際医療福祉病院に行けなくて、ほかの病院に行くほかなかったというお話も聞きますし、また投書の中で、下野新聞だと思ったんですけれども、県北のお母さんが、子供が夜突如病気になるまで、やはり救急車を呼んだところが、小児科等のお医者さんが少ないというせいもありますけれども、どこも受け入れてくれないというようなことで、宇都宮まで搬送したというような投書も載っていたわけでございます。

そういうようなことで、やはり救急車を呼ぶというのは1分1秒を争うような事態のときでございます、先ほど何か救急のコンビニ化というんですか、ちょっとしたことですぐ救急車を呼んで救急車の方が多忙だというお話も聞くわけですが、ほとんどの方がやはり、それこそどうしようもないというような事態のときに救急車を呼んでいると思うわけですが、本当にこれは国、または県でもってこういう対策を立てていただくことが本来ならば望ましいと思いますけれども、そういう中において、やはり那須塩原市に住んでいる方がそういう事態になったときに、自治体において果たしてどういう施策をとって、そしてそういうものに対応できるのかなというふうに考えたものですから、この問題を質問させていただいたわけですが、

も、市長さんからは大体お話をいただいたんですけども、やはりこういう事態になったときの自治体における対応策というものは、何かこれというものが無いのかなというふうに思うわけなんですけれども、もう一度ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 先ほど市長答弁にもありましたように、今後、地域救急医療体制の確立ということは必要なことというふうに思っております。

その中で、地元の医師会、それから中核の病院もありますので、そういったところに協力要請を行政としてもしなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 先ほど市長さんからもお話があったあれなんですけれども、やはり今年の4月現在で、要するに常勤医の不足がさらに深刻化し、診療科では16人の減になっているんだというようなお話があるわけでございまして、そういう中で、栃木県の宇都宮の医師会の前の会長さんが日本医師会の副会長になったというようなことで、そこのお話の中にも、小児科や産婦人科のお医者さんが少なくなっているんだと、それはどういうふうに考えていますかといいますと、ここに書いてあることは、小児科は内科などと比べ、もともと診療点数も低くて、診療報酬が少なくて薬も少なくて済むから利益も上がりませんというようなお話が書いてあるわけでございまして、そういう中で、この間のNHKの討論の中でも、今の若いお医者さんは常勤として救急医療病院はだめだと、そして時給が1万円以上、そして勤務地は都会の民間の病院がいいんだというようなお話が

あるわけでございまして、やはり報酬等も相当差があるわけでございまして、やはりそういうようなことで、お医者さんになる方も非常に、外科で6人、小児科で7人、産婦人科で3名というふうに不足しているわけでございまして、やはりこれは国なり県なりが根本的にこういうものを解決していかなければ、こういうものは充実していかないんだというふうに思っているわけでございまして、いずれにいたしましても、那須地区の医療対策のそういうものを立ち上げていただいたんで、今後とも救急医療に対しましては、絶大なご理解をいただきまして、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でこの件については終わりにさせていただきます。

次に、急病や突然死についてでございますけれども、お話はわかりました。

そういう中で今後、季節的にも熱中症というのが起きてくるのではないかなと思うんですけれども、やはりこういう熱中症が起きた場合の対策といたしますか、対応策というんですか、そういうものは先生方には周知徹底はされているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 先生はもちろんでございますが、養護の先生を中心としたそういう打ち合わせの中で対応を図っていると、こういう状況でございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） ちなみに、熱中症になったときは、普通、私たちはただ水をやればいいのではないかなというふうに考えるんですけれども、どういうふうにご指導なさっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 具体的にどういう指導をしているかということは十分承知しておりませんが、そういう状況が予測されるというときには、やはり学校側で児童生徒に注意を促すということが1点ですね。それから、基本的には保健室に子供を休ませて状況を見て、そして医療機関との連携を図っていくと、そういう対応であると考えております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） これは私は思うんですが、例えば体育の先生とか、そういう方には、やはり周知徹底をしておいたほうがいいのではないのかなというふうに私自身は思うわけでございまして、先ほども申し上げましたように、熱中症になったときには、ただ水をやればよいということではなく、一気に水分補給をしても、胃の中で滞ってしまい、結果として気分が悪くなると。15分置きぐらいにこまめに飲ませるほうがいいでしょうと。また、熱中症の障害が出たときのための応急処置用の氷、アイスバッグを備えておくと。また、消毒用アルコールを2倍に薄めたものを霧吹きに入れておくと。汗がかけない状態のときに身体に吹きかけると。熱失神ならば、足を上げて寝かせ、衣服を緩め、けいれんを起こしていたら、0.9%の食塩水もしくはナトリウムが相当量（40ミリグラム）以上入ったスポーツドリンクを飲ませるといようなお話があるわけでございまして、やはり私は今、部活動もあるわけですよね。そうすると、部活動の指導者は先生とは限らないわけでございまして、やはりこういう事態が起きたときには、そういうこともしっかりと私は指導しておくべきだなというふうに思うわけでございますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私のほうで十分現状認識をしていない点がございました。十分養護教諭等、保健指導に携わる現場の教師と確認をして、遺漏のないように進めていきたいと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） ぜひともそういうことでお願いをいたしたいと思っております。

次に、突然死についてなんですけれども、最近、AED、自動体外式除細動器というんですか、要するに心肺停止になったときに心臓を正常な動きに戻す機器、装置のことなんですけれども、これを配置する学校がふえてきたというふうなことでございますけれども、それらの点について、もし知っておればお話をさせていただきたいと思うんですけれども。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 心臓の疾患等、非常事態の対応策で、今、除細動器の整備のことがありましたが、市内の学校では今までのところ整備してございません。最寄りの病院で協力をしていただいているわけですが、そのほかに最近、市内で体育館系の箇所3か所ほど今年度整備をしたところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 実は、このAEDですか、自動体外式除細動器というんですか、心停止の状態になった人に電気ショックを与えて、心臓を正常な動きに戻す装置であると。心停止の人の胸に電極パッドを張ると、機器が自動的に心電図を解析し、電気ショックが必要かを判断し、表示してくれると。小型で携帯性に富み、安全で操作性が高いため、人命救助の観点から、昨年7月、AEDの使用が一般にも解禁され、公共施設を中心に

配備が進んでいるという記事があるわけでございまして、このようなことから、徳島県や、また仙台、それから青森県の八戸、こういうところでは、やはり学校にこういうものを配備したというようなお話があるわけでございまして、先ほどの救急の話とまた重なるわけでございますけれども、心停止、心肺停止というんですか、こういうふうになったときは、やはり一刻を争うことでございますので、こういうものがあれば、やはり救われる場合もあるのではないかなと。

そういうような今後お考えがあるかどうか、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ただいま教育長が答弁したとおり、今年、黒磯の医師会のほうから3台ほど寄附を受けたので、それを公共施設に配置したと、こういうことでございます。

学校だけではなくて、今後公共施設等、計画的に配備できればと考えておりますので、関係課と協議の上、計画的な配置を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） やはりこれは配備されますと、その機器を使えるようにしなければいけないので、やはり今後はそういう配備した場合の講習を受けたりとか、そういうような事態にもなると思いますし、また今、学校の問題で言えば、やはり先生方にそういう講習を受けていただいて、そういうことがあったときにはすぐそういうものが使えるというようにしたほうがいいのではないかなというふうに思うわけでございますし、青森県の八戸の教育委員会では、全教職員の指導を図りたいというようなことも言っているわけでございまして、これからは順次学校等に配備されるというふうに思いますので、やはりそういうようなこと

も頭に入れて検討していただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

2番の教育行政の学校給食費のことでございますけれども、実は先ほど収納率のアップに努めているんだというようなお話が部長さんからあったわけでございますけれども、初めに、これは生活困窮や就学援助を受けている家庭というのは、ちなみに何%ぐらいなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 申しわけございません。

そういう細かい話のパーセントはつかんでおりませんので。いずれにしても、要保護関係につきましては、給食費を援助していますので、その方が滞納ということではありませんので、その辺の勘違いがあつて、随分滞納があるというような話があるみたいですが、それは違ひますので、お願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 給食費の滞納については、実は同僚の磯飛議員さんからも資料の提供を受けておまして、実は宇都宮において給食費の滞納が九百何十万あるんだと、そういう中で教育長さんは電話や通知、家庭訪問で納付を促すとともに、督促など法的な措置も辞さない姿勢で厳正に対処していくというようなお話があつたわけなんですけれども、当市の姿勢としてはどういう姿勢で臨むおつもりか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 新聞等には訴訟まで含めてというような話も出ております。ただ、当市としましては、そこまでは現在考えておりません。学校と協力してそういう家庭が少しでも減るような対応をしていきたいと、このように考えており

ます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 滞納の理由として、生活の困窮や給食費を支払わなくても給食はとめられることがないんだというようなことも言っている人がおりますし、またほかの人も支払わないから自分も支払わないとかというようなことで、実は北海道の根室市で初めて給食費の滞納に対して提訴をするというようなことが下野新聞の5月30日に載っておりました。といいますのは、これは要するに支払う能力があるのに支払わないと、そういう悪質な滞納者に対しては、やはり公平の原則から言えばやむを得ないのではないかというようなことで、そういうことで今回全国では初めて給食費の滞納に対して提訴をするんだという記事がありましたけれども、これらの点についての考え方をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 今も申し上げましたけれども、心情的には当然不公平感がありますので、こういうことは必要だと思いますけれども、給食については子供には責任がありません。あくまでも父兄なものですから、そういうところでなかなか難しい部分がありますので、それも含めて今後検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 確かに給食費を払わないから子供に食べさせませんよというわけには、これはいかないわけございまして、やはりこれは家庭の責任というふうなことになるわけございまして、十分にその辺のところを検討していただきたいということをお願いして、この点については終わりにしたいというふうに思っております。

次に、学校安全対策についてでございます。

いろいろお話があったわけございまして、また子供安全推進計画というようなもので中を見ますと、いろいろ対策等が書いてあるわけなんですけれども、こういう中で、さっきもお話がありましたけれども、この問題点はやはり継続性だと思うんですよね。いかに継続していけるかということだと思います。

そういう中で、安全マップ、推進計画の中にも書いてありますけれども、安全マップの整備は9割を超しているというようなことで、ほぼどの学校でもこういうものをつくっているんだというふうことはわかるわけございまして、またこういう中で何点かちょっとお聞きしたいんですけれども、自治体と、それから老人クラブですか、こういうところへの働きかけというのはどのようにやっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいんですけれども。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ただいまお話がありましたように、子供の安全推進計画をつくりました。そういうことで、各関係団体に配布をしてご協力をお願いしているところです。

それで、計画はつくっただけでは意味がないので、各小学校区、いわゆる小学校と公民館がメインというか、核になりまして、ただいまお話があったような地域のボランティアの関係、もちろん老人クラブとか、そういう地域の団体、そういうもので、先ほど申し上げましたように、仮称でありますけれども、連絡会をつくって、その中で連絡調整を図りながら協力を求めていくと、こういうことで現在進めているところでございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） よくわかりました。

そういう中で、やはり最近は教師の同行という

んですか、見回りというのが非常に負担増になっているんだと。ですから放課後、昨日、おとといでしたか、鈴木議員さんのお話の中にもあったんですけれども、要するに放課後の活動に支障が出てきているとか、それからこれは那須塩原市の先生がおっしゃっているんですけれども、学年によって下校時刻が異なるため、長時間または複数回巡視や同行をしなければならないというような、非常に大変だというような、そういうようなお話が出ていますよね。そういう中で、やはり本当は、今までは放課後というのは、教師と子供が1対1で向き合えた時間だったんだけど、現在はそういう時間もなくなってしまったと。

そういうようなお話がある中で、やはり私はこれからは若い人は働きに行っているんでなかなか難しいと思うんですよね。そういう中で、やはり私はこれからはお年寄りの方たちに協力を求めて、そしてやっていかなければならないのではないのかなというふうに思うんですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 全くそのとおりでございます。先生方も父兄の方も毎日同行しているという現状であります。これがいつまで続くのかと、こういう問題だと思ひまして、そういうことも含めて、今、議員がおっしゃったような、地域でどういうふうに行けるかと。要するに継続性を持たせなくてはならないと、こういう問題なので、どのように地域の方にご協力いただけるかと、そういうことで各学校が中心、あるいは公民館が中心になってこれからやっていこうと、そういうことで今、会合を開いているところでございます。

先生の負担は大変だということは耳にしておりますので、ただ、そうは言ひましても、こういう事件がずっと続いておりますので、ここでやめま

すというのはなかなか言えない状況があるのかなと、こういう状況もありますので、しばらく様子を見て。いずれにしても、今申し上げた各地区の各小学校区、いろいろな事情がありますので、その小学校に合った計画をして、連絡調整をしてやっていこうということで今進めているところでございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） さっき自治会と老人クラブのことをお聞きいたしましたのは、実は東京の日野市の三沢台小学校では、地元の自治会や老人クラブを中心に総勢123名で見守り隊というものを結成してあるわけございまして、これを4つの部隊に分けまして、登校担当の三沢台パトロール隊、低学年の下校担当をするトキワクラブパトロール隊、飼い犬の散歩によるワンワンパトロール隊、買い物に出かける際に腕章をつける勝手にパトロール隊というものを結成して、そして子供の見守り運動をやっているんだというようなことでございますので、やはり私は先ほど来から言っておりますように、やはり自治会、または老人クラブ等にご協力をお願いいたしまして、どういう活動ができるかはわかりませんが、やはりこういうものを参考にさせていただきたいなというふうに思っているわけでございます。

また、実は一番大切なのは、私は、継続性はもちろんでございますけれども、やはり通学路の整備も大切だと思うんですよね。そういう中で、財政が非常に困窮している中での通学路の整備というものを今後どのように考えていくのかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 通学路の整備といひますと、具体的には防犯灯等の話かなと思ひますけれども、当然学校でも昨年の事件以来、危険箇所

というのは調査してございます。そういう中で、やはり暗いところが何か所かあるよと、こういう話は聞いておりますので、その辺が昨日の質問にもありましたけれども、どこまで行政が負担できるかという問題はありますので、これはここでできないという話にはなりませんので、検討させていただきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 防犯灯のことではなくて、この通学路は道路そのもので、そこに通学路を整備していただくというようなことでございますけれども、通学路がまだ整備されていないところがありますよね。そういうものを整備するためには、今後どのように考えていくのかということをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 通学路とおっしゃるのはわかるんですけども、これは毎年通学路は変わりますし、ただ、問題は通学路だけではなくて、歩道、要するに安全・安心の形から言えば歩道が必要だと、こう思います。

教育委員会の立場としては、もちろん子供たちが通るところはすべて歩道をつけていただきたいと、このように思っております。

あとは、建設部のほうでも多分学校の周りぐらいは今後調査していただけるのかなと、こういうふうにも思っておりますので、それが財政的な問題、いわゆる全市的にどうするんだという話になりますので、それがすぐにできるかどうか。これは毎年各学校から通学路の整備という形の要望が出ているのはご存じのとおりだと思います。そういう中で、今後も財政等話の中で十分要望していきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） そういう中で、千葉県の鎌ヶ谷市では子ども安全市民債というものを発行いたしましたして、それに基づいて通学路の整備や校舎の改修の費用に充てていると。

内容的に言いますと、発行額は総額2億円で、そして、子供の安全を市全体で守っていこうという姿勢を示しているものだ。対象となったのは、同市内に住む20歳以上の人や市内に事務所がある法人や団体、1口10万以上で100万円まで購入できると。年利は1.1%で、5年満期で一括償還されると。この資金によって、小中学校の校舎の外壁や体育館の床などの大規模な改修工事費、安全な通学路を確保するための用地買収費などに充てるといふようになっておりますが、このようなことも考えの中に入れていただけるのかどうかということをお尋ねしておきます。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答え申し上げます。

ただいま起債事業、地方債の発行に関するようなご提案でございましたけれども、起債は、いわゆる投資効果で、今現在にその効果が上がる事業と、あるいは後年度までその効果があるものについては、ある程度の長期的な財政計画を求めて起債充当というものが事業に考えられると思えますけれども、ご提案の事業については、まだ私どもで十分に認識しておる事業ではございませんので、今後の参考にさせていただきたい、このように思っています。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） ちなみに、この公募債の発行は今回が初めてであるが、11日間の募集で発行額2億円に対して3億8,350万円、431件の応募があったというようなことでございますので、や

はり市民の方も子供たちの安全・安心には関心があるのだなというふうに思っているわけですので、ぜひともご検討のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、さつき消防の緊急伝達ですか、あのことについて、実は品川ではその防災放送を活用して、やはりこういうことをやっていると。要するに子供の安全。というのは、83（ハチサン）運動といひまして、朝8時の子供の登校時、夕方3時の下校時間に、実はPTAで買い物や散歩、それから花への水やりなどをこの時間帯に合わせて行ひ、子供を気にかけることを日常生活の一部にしてしまおうという取り組みがありました。品川区がその83（ハチサン）運動に共鳴をして、防災放送を8時と3時に行っているという例があるわけなんですけれども、こういうことができないんでしょうか。もう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

無線の許可の取得の種類によっても違ふと思ひますけれども、現行の本市における無線局の目的が消防用、あるいは通信事項については消防の任務に関する事項というふうに限定をさせていただきます。もとになる電波法の規定から申し上げますと、目的外使用の禁止ということで、免許上に記載された目的以外の、いわゆるこれは範囲を超えての使用をしてはいけないということになっております。これについては、ただし、緊急、やむを得ない場合はこの限りではないというような例外規定がございますが、それはあくまで地震や台風とか、いわゆる災害時に限られるということでございます。

同報系の無線取得にデジタル化とあわせて今後の中で研究していきたいと考えております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） ぜひともそういうことでお願ひをしておきます。

次に、事故が発生したときの責任の所在ということでございますけれども、責任は教師が付き添っているときには教師にあるんだというようなお話でございますけれども、ちょっとここでお聞きたいんですけれども、通学路の見回りというのは、先生の業務としては何に当たるんですか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 一般に教員が児童の通学路、校外指導で通学路の安全かどうかという確認はしますが、常に業務の内容に入っていると、そういうふうには考えておりません。年間を通して通学路が安全であるかどうかの確認は学校側はしてございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 実は、事故等が起きたときに、先生方が、新聞にも出ているんですが、どこまでが教員の責務なんだというようなことも出ていますし、また例えばボランティアの方が子供たちと下校のときに一緒に帰っていきまして、先生方が途中まではついていくんですけれども、その後先生方が途中で帰ってボランティアの方が連れていく場合もあるわけございまして、ではそういうときに事故が起きたときには、そのボランティアの人の責任になってしまうのかというような話があったわけなんですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） いろいろな活動がございます。それで、教育委員会が主催してやる事業につきましては、その指導者がついておって、事業自体の中で起こる問題については教育委員会の責任、学校の責任になりますけれども、民間団体で

行われるいろいろな活動については、その主催団体の責任になると。それから、個別に自由に参加する場合には、やはり保護者の責任ということになると考えます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 一つ、下校のときの、要するにボランティアで付き添って子供たちと帰ったときの責任ということなんですけれども、これは教育委員会の行事でも何でもないと思いますし、今言うようにボランティアでやっているんだといったときには、やはりその人の責任になってしまわうのでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） いろいろなケースで難しい場合があると思いますけれども、学校ボランティアという組織がありますので、それに登録されるということになれば、当然市も責任を負わなければならないと、こういうふうに考えてはおります。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 実は、この話は、警察の少年指導員のときにも出たんですけれども、やはり善意のボランティアの方がやっていて事故が起きたときに、刑事罰とかということはないんだけれども、保護者の方から訴えられるケースもあるのではないかなというふうな話も出ているわけございまして、そういうふうなことが出ると、やはりボランティアの幅が狭まってしまうのではないのかなというふうに思ったものですから、そういうことでお尋ねをしたわけでございます。

次に、教育のあり方についてということで、早寝早起き朝ごはん、これは先日の鈴木議員さんの質問の中にもありました。

そういう中で、何か家庭の協力が一番大切で、校長会でもその話をしたんですよということでご

ざいますけれども、この家庭の協力が不可欠で、具体的に校長会でどういう指示を出したのかちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 基本的な生活習慣というのは非常に大切だということで、今、市の教育のやはり指導の柱の一つにしているわけですね。そういう流れの中で、やはりこういう家庭の協力を得ないとなかなか実行が難しいという内容につきましては、学校が家庭に呼びかけて、基本的な生活習慣が守れるように協力をお願いするということが基本に、校長会で、国を挙げて早寝早起き朝ごはんの運動を推進しようとしているので、本市もその方針に沿って、各学校から家庭に呼びかけながら早寝早起き朝ごはんの運動を推進しようということで、既に各学校で何校か取り組んでおるようです。それから、学校から学校日より、あるいは学級日よりというものを家庭に回しているわけですが、そういう広報紙、それからPTAの集まりですね、そういうものでこうした運動を進めていきたいと、こう思っております。

あと、市の講演会ででも一昨年でしたか、この講演がありまして、相当のPTAの皆さんが参加してこの講演を聞いております。その早寝早起き朝ごはん、この生活習慣の重要性について理解を深めているというのが現状でございます。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） この早寝早起き朝ごはんの全国協議会が4月24日に発足しているわけございまして、なぜこのことが大切なのかといいますと、この病院の会長さんが言っておりますのは、人間はそういう生物としてつくられているからであると。

ただ、どうしてこういうことが大切なのかということは、いろいろ、朝ご飯を食べると運動量が

ふえるし、またセロトニンというんですか、そういうものが食べないと低下して、心の安定やコントロールする物質でもってそういうものが活性化しないんだと、そういうきちんとした知識というんですか、知識から理屈としてきちんと子供たちに教えることが必要なのではないかというふうに思うわけでございます。

ですから、ぜひともそういうことで、朝ご飯を食べないとかなんですよと、遅く寝るとかなんですよと、それをやはりそういうものできちっと説明する必要があると思います。そういうことでお願いをしたい。

次に、給食時間ですか、そのことなんですけれども、大体40分から45分であるというようなことなんですけれども、これの確保をしている給食時間というのは、準備、食事、片づけというものがあると思うんですけれども、大体どのぐらいの時間でそういうことを行っているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 共同調理場の場合には、給食の運搬車が来て運ばれていくわけですが、給食時間は40分から45分という中で、約半分ぐらいが準備、片づけにかかってしまうと。20分から25分というのが食事をとる実際の時間というのが現状だと思っております。日によって多少ずれがあったりするということですね。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 給食時間については、やはり高学年と低学年ではちょっと違うと思うんですよね。そういう中で、やはり低学年の場合には準備が20分、食事が25分、片づけが10分という回答が目立っているんだと。これは鳥取県の調査なんですけれども、そういう中で、やはりご飯を食べ切れないというんですか、そういう児童がいる

んだということなんですけれども、本市においてはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） この給食の食事の時間というのは個人差が非常にありまして、ゆっくりと食べたいという子供さんもいますし、かなり早く食べてしまう子供さんもいます。実際はもう少しゆっくり食べさせてほしいという要望の保護者の方が一、二あります。

そういうことも含めて本市としては、食事の時間を十分とれるように学校のほうで工夫をしてほしい、こういう要望をして指導してまいりたいと思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） やはり改善策としては、1年生は4時間目を早目に切り上げて時間を確保するとか、配膳を1、2年生と教員が協力して行い、一緒に食べるとか、5、6年生が準備を手伝うなどのそういう事例が上がったそうでございます。ぜひともそういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、予習についてでございますけれども、やはりこの予習については推進派と不要派というものがありまして、教育長さんのお話を聞きますと、これは必要なんだというようなことでございませうけれども、まず初めに、予習はなぜ必要なのかということと、不要派は予習は必要でないというふうに考えているわけなんですけれども、ちょっとその点について教育長さんのお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 予習と復習、どちらが大切かということもあるんですが、私は予習することによって、自分の気づき、発見、感動、そういうものが非常に大きいと、こう思っております。

これは学習する内容に自分が初めてそこで出会って、その知識、内容や理解について自分の能力と、それから理解というものが加わるわけでありますので、どこがわからないか、どこがわかるか、そういうことも自覚ができるわけですね。そういう意味で予習も大切であると、こう思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） わかりました。

そういう中で、不要派、これは予習するかしないかは子供に任せればよいのであるというようなことを言っておりますし、また教師が言うべきことではないと。ことさら高校入試を大きくとらえる必要はないと。学校教育で見据えることは、子供の生き方や子供の成長である。予習を強調し過ぎると、授業を矮小化すると。これは不要派の方が言っているわけございまして、推進派は先ほど教育長さんがおっしゃったようなことございましてけれども、ではそういう観点から、推進派、不要派は授業をどう考えているのかというような項目もありますけれども、教育長さんのお考えをちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 市内の教員、先生方はこちらも必要であると私は考えておっております。ただ、学習を確かなものにするという意味では、学習した内容についてさらに復習を十分行っていくという考えに達すると思うんです。

今、家庭学習の時間が非常に少ないというのが全国の調査ではっきりしております、なかなかその予習の時間にまで子供の家庭学習がいくかという問題がございまして、そういう意味で、予習も復習も必要であると、そういう観点で学校教育を進めてほしいと、こう市内の先生方には要望していきたいと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 教育長さんは推進派、予習を積極的に取り入れて学力をつけてこそ授業だというふうなお考えだと思いますけれども、反面、不要派は、教師が教材研究を深めた授業づくり、すなわち本質に迫れる授業をしていれば、あすの授業のために子供が事前に学習をする必要はないのではないかというようなことも言っているわけでございます。

そういう中で、これからの教師に必要なこととはというような題目もあるわけなんですけれども、教育長さんの考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教育に必要なこと、結局学習する目的、これが大事だと思うんですね。子供たちが親に勉強しろと言われて勉強する、学校の先生に勉強しろと言われて勉強するのではなくて、やはり自分のために学習するという、そういう自覚を学校でも促す、家庭でも促すと、そういう目的意識を持って学校に登校するというか、通学する、そういう態度づくりが大切だと、こんなふうに思っております。

そういう中で家庭学習をできるだけもう少しふやしたいというのが市の姿勢でございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） 時間がないので、すみません、もっとお話をしたいんですけども、最後の定期テストのことについてに移りたいと思っております。

実は、新潟県の柏崎市立高柳中学校では、この定期テストを平成14年から廃止をしております。そして、単元ごとのテストを行っております。それで、教科の単元ごとに基礎的、基本的な内容の定着状況を見るテストを行い、その場その場で着

実に学力を身につけるようにしたと。それで、評価基準に到達できなかった生徒については、授業時間や昼休み、放課後を活用し、補充テストと再テストをする。再テストの点数などを受けて、通知表の所見欄のコメントや観点別評価を書き直すこともあると。

現在の状況では、評価基準は新しい単元に入るときに生徒に示し、学習の目当てをはっきり伝え、意欲を高めるねらいがあると。また、知識、理解に偏らない、総合的な力を伸ばすために、レポートの作成や発表なども評価に大きく反映させていると。また、同校は家庭学習も重視していて、ガイドブックを生徒全員に配布していると。家庭で何をどの程度学習する必要があるのか丁寧に説明している点が特徴だと。

そして、この単元ごとの評価については、生徒は学習が修了してすぐに授業の理解度が把握できるため、生徒に好評だと。保護者の反応もよく、導入当初から6割弱が肯定的にとらえていると。今年度は9割以上になっていると。子供の成績についても、保護者の9割以上が納得しているということがあるわけでございますけれども、これらの点についていかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 授業の進め方については教師の一番大きな関心事というか、責務でありますので、子供たちに十分理解されるように授業に取り組んで指導に当たると。

それで、テストで、やはり本市の学校の実態を見て、かなり細かく、単元ごとというよりも小単元ごとぐらいにテストをやると。これは教科によるんですが、特に算数、数学ですね、英語、そういう教科等ではテストの回数が多いわけですが、定期テストだけで評価をするということはほぼないと思っております。

○議長（高久武男君） 26番、菊地弘明君。

○26番（菊地弘明君） もう時間がないので、このガイドブックについては、宿題ではなくて、生徒が自主的に取り組むべき基準という位置づけであると。保護者にも内容を説明し、協力を求めていると。

こういう学校もありますので、こういう学校のことでもぜひとも研究して、子供たちのために頑張っていたきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で、26番、菊地弘明君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 磯 飛 清 君

○議長（高久武男君） 引き続き市政一般質問を行います。

7番、磯飛清君。

〔7番 磯飛 清君登壇〕

○7番（磯飛 清君） 議席7番、磯飛清です。

ワールドカップの影響か、はたまた市民の声を議会に届けることのできる喜びからか、興奮のせいか、昨夜は余りよく寝つかれず、寝不足のままの登壇となりました。

先般、今まさに策定が進められている那須塩原

市総合計画基本構想案が示されました。広大な那須野ヶ原の緑、那珂川、箒川の清流に代表される美しく豊かな自然の中で安心して暮らすことができ、夢や希望を持って安らぎを感じることできる町を目指すために、本市の将来像を「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」と示されました。

また、まちづくりの基本理念の4つのキーワードの中にも、「安全に、安心して暮らせるまちづくり」が記され、その重要性が確認されております。

さらには、18年度予算においても、安心・安全を掲げ、前年度3月補正予算とあわせ、「安心・安全13か月予算」が承認されたわけであります。

安心・安全の文字が踊る市政運営方針、そして本年度予算、まさに「安全はすべてに優先する」が再認識されているところであります。

以上のような観点から、今回の一般質問は、安全・安心を主体に、通告書に沿って第1回目の一般質問をさせていただきます。

再質問がかなりありますので、通告書の中から要点のみ読み上げさせていただきます。

1、災害時支援対策と危機管理について。

(1)災害時指針改正に伴う対応について。

①本市においては、当改正をどのように受けとめ、対処するのか伺うものであります。

(2)災害発生時の避難支援について。

①防災マップ作成の進捗状況と配布計画を伺うものであります。

②避難場所、施設等の看板の統一化や設置についての考えを伺うものであります。

③緊急備品の備蓄についての現状と考えを伺うものであります。

(3)自主防災組織について。

①平成17年度の新規結成実績並びに今年度結成

に対する取り組みを伺うものであります。

②自主防災組織の結成を奨励する行政として、組織の活動としてどの程度、どの範囲までを要求し、期待するのか伺うものであります。

(4)保育園の危機管理、耐震診断について。

①災害不審者の侵入などを想定しての園児の安全対策を伺うものであります。

②保育園舎等の施設の耐震診断は、診断義務対象外建築物であるが、診断の必要性についての考えを伺うものであります。

大きな2番、市営バス運行計画策定について。

①計画策定の進捗状況並びにコンセプトを伺うものであります。

②隣接する他市町が運行する市町営バスとのアクセス（接続）のプランについての考え方を伺うものであります。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 7番、磯飛清議員の質問にお答えをいたします。

私からは、1番の災害時支援対策と危機管理の(1)の①、(3)の①についてお答えをいたします。

まず(1)の①、災害時における要援護者の避難支援体制を整備するためには、平常時からの情報の収集と共有が不可欠であります。

そのための取り組みといたしまして、災害時要援護者の避難支援ガイドラインに同意方式、手挙げ方式、共有情報方式の3つの方式が示されておりましたが、個人情報への意識の高まりに伴い、要援護者情報の共有活用が進んでこないことから、今回の改正の中で、本人の同意を得ず、要援護者

に関する情報を提供し、共有する関係機関共有方式の積極的な活用が盛り込まれたところであります。

当面、市といたしましては、当該ガイドラインに、本人から確認しつつ進めることが望ましいとありますことから、要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を収集する同意方式による取り組みを進めていきたいと考えております。

本市では、既に高齢者に対し、直接本人と面談して同意を得た上で、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯の台帳化を進めてまいりました。この台帳に基づき、地域の民生委員、地域包括支援センター及び消防署等との連携による連絡体制を整備し、活用しておるところであります。

また、ひとり暮らし高齢者宅等に設置をしている緊急通報システムを活用し、管理委託先である安全センターとの連携により、安否確認等も行っております。

障害者につきましては、障害者台帳により把握しており、一部の方々にはパソコンと携帯電話等を活用した連絡システムを利用しておりますが、まだまだ十分な対応が図られておりません。

今後は本人の同意を得ることを基本として、平常時から情報の収集、提供等、その共有化を図り、要援護者の避難支援等に対応してまいりたいと考えております。

次に、(3)の①でございますけれども、自主防災組織についてであります。行政区の自主組織の区域を基本に、現在、黒磯地区で2団体、西那須野地区で28団体、塩原地区で1団体の合計31の地域に組織化がされておりますが、平成17年度における新規結成はありませんでしたが、複数の地域において組織の動きが出てきております。

引き続き、今年度は地区の自治組織の代表者に対し、自主防災組織の結成の足がかりとなるよう

な自治振興費補助金から防災活動に充てる部分を切り離しまして、新たに地域自主防災活動支援補助金を交付することなどの施策の周知や自主防災組織に関するパンフレットの配布などを行いながら、新規結成に向け、その支援に配慮をしていきたいと考えております。

次に、2番目の自主防災組織の活動についてありますが、自主防災組織は、相互に力を合わせて助け合う共助という考え方を基本に、日ごろからその地域の住民が一緒になって防災活動に取り組む組織であります。

それらの組織の活動内容といたしましては、防災意識の普及、啓発や避難訓練、応急手当等の講習会など、災害に備える活動や災害時には初期消火や住民の救出、救助、避難誘導、情報の収集、伝達など、被害の拡大を防ぐための活動が主なものとなりますが、これらに言及するのではなく、平常時のコミュニケーションを土台として、地域の特色あるさまざまな自主防災活動を行っていただきたいと考えております。

このほかにつきましては、総務部長、市民福祉部長、生活環境部長に答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私からは、(2)の災害発生時の避難支援についてお答えをいたします。

防災マップにつきましては、現在、発注手続中でございます。8月中には配布したいと考えております。作成部数は6万部程度を予定しておりますが、その配布先といたしましては、市内全世帯、市内の事業所、そのほか公共施設や防災関係機関などのほか、新しく市内に転入した方への窓口配布も予定してございます。

次に、指定避難場所の看板についてありますが、すべての避難所において統一された表示板や案内板がついていない状況であります。今回、

全世帯に配布される防災マップには、指定避難所の位置が地図に示されておりますので、それぞれのご家庭や地域の自主防災組織において、事前にその場所や避難経路の確認をしていただくなど、活用していただきたいと考えております。

なお、避難所の看板の設置につきましては、今後、統一も含めて検討していきたいと考えております。

次に、災害に備えた備蓄品については、レトルトご飯や缶詰パンなどの食糧約3,000食のほか、毛布900枚、簡易トイレ200個、携帯ガスコンロ60個、発電機3台などを備えておりますが、今年度には備蓄食糧の増量を予定しております。

また、市と塩原温泉旅館協同組合並びに板室温泉旅館組合との間で食糧や避難所の提供に関する協定書を締結しているほか、災害発生の場合は、災害時の相互応援の協定書を締結している自治体へ救援物資の提供を要請できることになっておりますし、逆に要請にこたえることにもなっております。

ちなみに、災害時の応援協定は、栃木県内の全市町村、それから東京都足立区、茨城県ひたちなか市、埼玉県新座市と締結しております。

以上であります。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 保育園の危機管理、耐震診断についてご答弁申し上げます。

災害及び不審者の侵入などを想定しての園児の安全対策につきましては、各保育園の実態をもとにして作成してあります幼児の安全確保に関するマニュアルにより、子供の安全確保に努めております。また、定期的に避難訓練や防犯訓練を実施するほか、各園に防犯用品を配備しております。

なお、保育園に男性の保育士やおじいちゃん保育士を配置しております。これも不審者への抑制

力につながるものというふうに考えております。

施設の耐震診断につきましては、現在のところ予定しておりませんが、今後、保育園整備計画の中で、老朽化施設等について、十分調査研究をまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私のほうからは、質問事項の2番にあります市営バス運行計画策定についてのご質問にお答えをいたします。

本計画の策定に当たっては、基本的に既存の民間バス路線等を活用しながら、高齢者や学生などの交通弱者の交通の利便性の向上を図るための生活バス路線という位置づけで検討を進めさせていただいております。

これまでにアンケート調査や自治会等の団体ヒアリングを実施し、素案の策定段階となっております。

今後、パブリックコメント募集等の手続を経まして、平成19年度の運行開始に向けて計画策定をしていく予定となっております。

次に、隣接する市町が運行するバス路線との接続についてのご質問ですが、隣接市町では、大田原市、那須町及び矢板市が公営バスの運行を実施しております。

今後、計画を策定していく中では、できる限り公営バスも含めた既存のバス路線の活用を図っていく考えでありまして、各市町の運行する公営バス路線との接続が必要な部分につきましては、十分に調整を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） それでは、再質問をさせていただきます。

災害時の指針改正に当たって、どう対応するか

ということで、市長のほうからご答弁をいただきました。

当質問は、12月定例議会においても質問をさせていただきます。今回あえて取り上げたのは、今般、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、政府の指針改正を見、再度同じ質問になるわけですが、させていただいたわけであります。

答弁の中に同意方式による取り組みを進めていくとのお考えであります。同意を得られたひとり暮らしの高齢者、または高齢者世帯は何名、何世帯、そして台帳化率は何%に現在なっているか。それと、緊急通報システムを活用というご答弁もありました。この緊急通報システムの設置率は何%になっているかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

高齢者世帯の中でひとり暮らしの高齢者世帯は2,800世帯ぐらいあります。それを除く高齢者のみの世帯ですね、これが3,210世帯。その世帯の中で同意を得て台帳化された高齢者世帯が2,247世帯、台帳化率でいいますと、32.6%になります。それから、高齢者世帯で言いますと、1,334世帯ありますので、台帳化率が41.5%ということになります。

それから、緊急通報システムですけれども、市全体で328世帯に設置をしておりますので、設置率から言いますと、パーセントはちょっと低いものがあります。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 同意方式を進めていくというお考えのようですが、今の答弁から見ると、ひとり暮らしの高齢者、こちらの台帳化率が32.6%ということで、約3分の1程度かと思えます。同意方式を進める中で、まだまだ低いという心配点

があります。

今回の指針改正は、共有化に消極的な自治体が多いという政府の見解から、共有方式の積極活用を盛り込んだという改正かと思えます。特に、行政機関が保有する個人情報保護法で定めた目的外利用の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときの規定を生かしたわけであります。

ここで私が申し上げているのは、その情報を他人が共有していて災害が発生した場合、例えばひとり暮らしの高齢者を救済支援できると、そういう期待を私は持ってここでお話をしているわけであります。

ただ、個人情報等の絡み、本人の同意がないまま行政が強制的に共有化を進めると、やはりいろいろな問題がまだまだ含まれているのかなと思えます。

ただ、政府の見解は、全国を視野に入れた見解かと思えます。当本市におきましては、まだ大きな災害が発生していないと、そういう中で、政府が示された共有化を進めると、個人情報保護法のほうが問題になるという判断なのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

ガイドラインの改訂の背景には、ただいま磯飛議員がご指摘になったことがあったというふうに考えております。

内閣府がこの点に関して、市町村とのヒアリングをいたしまして、その中で結果として出た内容というか、事例等を申し上げますと、1点目の手挙げ方式ですね、この手挙げ方式のみで行った場合は、登録希望者が対象者全体の1割程度であったという団体もございました。また、同意方式につきましては、在宅の、いわゆる介護保険の対象

者の要介護3以上の者を対象として進めたところ、7割から8割の方が同意されたという結果がヒアリングの中で出てございました。

ということで、ガイドラインの中にも国から勧めておりますように、いずれにしても、要援護者、いわゆる災害弱者の利益を基本とすべきでございますので、同意方式、あるいは関係機関共有方式、これらの整合性といいますか、併用して行くというようなことを模索して、今後の災害対策の中で進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 余計なことですが、私は昨年12月に質問した際、今の総務部長が福祉部長ということで、福祉の観点のほうから答弁をいただきました。さらに今回は4月の異動により、関連防災部局を所管する総務部長となったということで、一連の流れは現総務部長が十分把握している、そのような中でのご答弁であったかと思えます。

余計なことですが、ここらが人事異動の効果かなど、こういったことも人事異動の効果が発生されますので、栗川市長においては、こういう効果も確認した上で、今後においても人事というものを考えていただければと、余計なことではございますが、お話ししておきます。

今、お話がありましたように、同意を得ることを基本に共有化を図るという解釈でよろしいかと思えますので、大きな災害が発生する前に、そういった体制を整えておくことが必要と感じ、質問をさせていただきました。

我々は地域に住み、地域の方々と暮らす中で、地域人として弱者支援は義務であり、責務であるかと考えております。情報共有を望む自主防災組織もあろうかと思えます。まだ立ち上がっていない地域もあるということで、一体感はまだ図れない

という中でこのような質問をさせていただいております。何と云っても、弱者を支援するという主題を常に行政執行側も我々も頭に置いて災害時の支援をとっていく必要があるかと思っておりますので、今後ともすぐれた情報の共有を目指して、執行部側も我々も勉強していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移ります。

2番の防災マップ作成の進捗状況ということでお伺いしました。

8月中に配布するというところでありますが、費用的な面をお伺いします。制作費用はどのぐらいか。また、防災マップの内容、それと様式、この辺、概要で結構ですので、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

予算的には160万円を計上してございます。用紙の大きさといいますか、A3判程度を蛇腹折りのような形で配布できるような形を考えております。それで、基本的には防災マップですから、市内の地図の上に防災避難所を図示していくというような形ですから、ある程度、地図情報を持った業者のほうにお願いするというところでございます。以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 答弁の中に、全世帯、それと市内事業所に配布するという内容がありましたが、事業所の中にはホテル、あるいは旅館等も含まれているかどうかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 市内の事業所につきましては、ただいまお話がありましたようなホテル、あるいは旅館等も含めてございます。約3,500程度予定してございます。これで足りない場合は、余分に印刷を見込んでございますので、必要な箇

所には配布できると、このように考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

8月中には配布できるかなということでございます。梅雨期から夏季における集中的な降雨、あるいは台風の襲来など、災害が発生しやすいシーズン前に配布ができるようにさらなるご努力をお願いするところでございます。

次に、避難場所看板の統一化についてお伺いたします。

避難所看板は防災マップ同様に、安全を確保する上で重要な災害時の支援ツールでございます。

そのような中で、市内の避難場所は何か所指定しているか、またどういった施設かお伺いたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

指定避難所につきましては、この後配布をいたします市の防災計画などにも盛り込んでございますが、現時点で指定している避難所について、地区ごとに申し上げます。

黒磯地区については31か所でございます。学校、その他公共施設等が主な内容でございます。西那須野地区につきましては21か所で、やはり同様に学校、あるいは公共施設が中心でございます。塩原地区につきましては13か所でございます。なおかつ、西那須野地区、塩原地区については、このほかに各自治会等にある公民館、コミュニティセンター等も含まれることになります。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 避難場所の数量等についてはわかりました。

ただ、先ほどの答弁の中に、看板の統一化、設

置のご答弁の中に、防災マップの地図上に示されていると、各世帯で確認をしておいてくださいというようなご答弁があったかと思っております。地図上の案内においては、市内の在住者は避難所を把握できても、外来者、あるいは観光客に対する案内にはならない、あるいは不足かなと感じます。特に、本市においては塩原、板室の両温泉を抱え、さらに本市にも一部立地する那須高原があり、訪れた観光客が本市にタイムステイするケースも非常に多いかと思っております。

言うまでもなく、ご存じのように、東京都内首都圏では、避難場所施設には統一された看板が設置されており、外来者でも常に確認ができるよう案内されております。

本市においても、市民はもとより、外来者でも、だれもがいつでもどこでも一目でわかる統一された看板の設置が望まれるところであります。財政的な面で全市一斉の設置が困難であれば、地域の特性をかんがみ、特に温泉を抱え、観光宿泊客が多く集まる塩原、板室地区などを優先に、段階的にでも設置を進めるべきと思いますが、その辺はどのような考えかお伺いたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、確かに避難所の看板については統一化されたものが設置されていない状況でございます。これにつきましては、塩原温泉、あるいは板室温泉ということでの、いわゆる風光明媚な観光地を抱えている反面、土砂災害等も含めた危険地域であることは事実でございます。

そういったものも含めて、市内住民を対象としたもの、あるいは外来者を対象とした避難所の看板の設置について、今後の中で十分研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） しつこいようですが、皆さんもご経験があると思います。私もこういう立場になる前は、仕事上、東京方面に頻繁に出て行って仕事をしておりました。そんな中で、避難所の看板があちこちで目に入り、私のような田舎者、俗に言うお上りさんであっても安心感を持ったところでございます。

観光温泉で売っていくという本市の考えもあります。そんな中で、外来者に安心を与えるという意味で、研究ではなく、検討ということで進めていただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 研究か検討かということでございます。行政用語として、善処あるいは検討するというのはしなくてもいいというふうにとらえがちなところもございますので、あえて研究と申し上げましたが、議員提案については十分に研究して検討も踏まえて実施していきたいと、こんな考えでおります。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ありがとうございます。

また、避難所関係を勉強していましたところ、ちょうど時期的に5月31日の下野新聞に、きょう持ってきてみたんですけれども、皆さんも見られたと思います。下野新聞なんですけれども、6月は土砂災害防止月間という掲載文、新聞半面、非常に大きな掲載がありました。

避難所と土砂災害の関連を調べたところ、塩原地区の避難所2か所が土砂災害防止法の警戒区域、特別警戒区域に指定されていることを、私は勉強不足のため、初めて知りました。両施設の収容可能人数は890名、片一方は446名と、地区内では収容規模において大規模な施設であります。

安全が危ぶまれるから警戒区域、特別警戒区域を指定しているわけでありますが、その指定区域内避難所を現状のまま指定していいのか、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 土砂災害防止法における警戒区域と特別警戒区域についてのお尋ねでございますけれども、いわゆる土砂災害防止法が制定された背景は、日本各地において新たな宅地開発が進み、災害の発生のおそれがある危険箇所がかなりふえ続けていると、そういったことで、これらの対策工事により安全な状態にしていくには膨大な時間と費用がかかる。それなら、人命や財産を守るために、ハード対策とあわせて危険性がある区域を明らかにいたしまして、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていく、これがこの法制定の背景にあることでございます。

ただいま議員のご指摘にありましたように、塩原地区には確かに警戒区域が72か所、特別警戒区域が60か所指定をされてございます。いずれも避難指定所を含む区域、あるいは近接しているものもございます。

現状での対応策としては、公共施設のほか、あるいは先ほど申し上げました協定を加えているホテル、旅館等も含めて、当初の避難所からより安全な避難所への安全な避難路をまず確保して、移動等をお願いするという手法になると、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） あと5分ぐらいで昼休憩になりますので、それまで質問させていただきます。

今、ハードとソフトということがありました。それで、土砂災害法を勉強したというお話があり

ました。これは県土木の砂防係が担当ということで、砂防係へ行って懇切丁寧に、40分ぐらいつかまって勉強させられたほうなんですけれども、その中のパンフレットの中に、土砂災害に備えるためにという、その中に行政の知らせる努力と住民の知る努力というフレーズがあります。先ほど部長答弁で、ソフト面に該当するかと思います。

この塩原2か所の避難所は、地域の住民は警戒区域になっているということをご存じなのでしょう。お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） この土砂災害防止法に絡んで、所管は県の土木が所管でありましたけれども、塩原地区において説明会を実施しておりますね。それで、具体的な地域も上げてその旨の説明をしておりますので、住民はそういう状況であるということは承知しているものだと、こんなふうに考えております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 住民が知らないで避難して2次災害などが起きると大変な問題になります。住民もそういった観点に立って、自分の安全は自分で守るということも必要なときでありますので、そういった面も今後、懇切丁寧に説明をしてあげていていただきたいと思っております。

それと、質問をしようと思ったんですが、避難所不足であれば、旅館、ホテル等との災害時の支援協定を締結してはどうかという提案をしようと思ったんですが、先ほどの答弁の中にもう既にそういった協定書を結んでいるということで、行政も真剣に取り組んでいるなということがわかり、安心したところでございます。

この項の最後の質問になります。

避難場所、先ほど来申し上げておりますが、塩原地区70か所ですか——警戒区域ですか、70か所

ということで、これは温泉地特有の立地から、自然の中ででき上がった町ということで、我々としてもどうしようもないことなんです、そのような中で、避難場所の確保の観点から、12月の定例議会において斉藤議員より、支所建設地の隣接地、これが空き地になって売りに出ていると。こういった避難場所確保の観点から、市として購入をしてはどうかという提案がありました。

議事録を読み返してきましたところ、検討するというような答弁が載っておりましたが、これについて検討はどのようなところまで進んでいるか、差し支えない範囲でお伺いいたします。

○議長（高久武男君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時58分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

避難所の用地として、隣接地の取得についての提案についての市の考え方はということでございますけれども、今議会で塩原支所の新築工事の本体工事についての議決をいただきましたが、塩原地区は観光地という面での特殊性、あるいは生涯学習施設を兼ねるということでの各種講座やイベント等への対応、それから福島県側から入ってきて最初の公共施設ということでの外トイレの設置ということを考えますと、道の駅的な存在であるということも言えます。

そんなことを考えますと、地権者の意向も必要でございます。そういうことを考えますと、何らかの接触を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 大変前向きなご答弁をちょうだいいたしました。

私が言うまでもなく、塩原温泉は今年開湯1,200年ということで、大々的に催し物をやるわけでございます。塩原温泉に訪れた方が安心して宿泊して、また塩原温泉に来たいというような気持ちになってもらうためにも、安全というものが非常に重要なことになると思います。

大変前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。

災害時緊急備品の備蓄についてであります。ご答弁の内容で納得、理解ができたところでございますが、その中で、私が一番心配していたのは、よく災害時避難場所でトイレの問題が報道されております。そのときそういったものを本市ではどのように準備をしているかというところが気がかりだったんですけれども、簡易トイレ200台準備しているというご答弁でした。これでよしという数字はなかなかつかめないと思うんですけれども、私が想像していた以上の数量を備蓄しているということで、一応納得したところであります。

ただ、発電機が3台ということ、これは避難場所、当然災害の種類によっては停電というものも発生するかと思います。その中で3台では心もとないかなというような数量かなと思います。

ただ、財政的に全施設分をふだんからそろえておくというのもかなりの金額がかかると思いますので、その辺は緊急時に業者、あるいは市として、

建設業者さんなんかも当然持っていると思います。そういった方と平時から貸し借りというんですか、賃貸、レンタル的な提携なんかもしておく、それで緊急時にはすぐに調達できるというような体制をつくっておく必要があると思います。その辺を踏まえてご検討をしていただければと思います。

以上でこの項は終わります。

次の自主防災組織についてでございます。

ご答弁では、平成17年度の新規結成実績はゼロ件ということで、ちょっと残念に思うところであります。

ただ、行政サイドにおいても、補助金制度の改定など努力していることはわかりました。その中で、18年度は数件の自治区がそういった立ち上げに向けての動きが出ているというお話も伺いましたので、行政として、12月にも質問させていただいたんですけれども、立ち上げる際にはどうやっていいかわからない部分が多いかと思っておりますので、さらにご指導というんですか、相談に乗ってあげて、ぜひ18年度は何件か立ち上がるようお願いしたいと思います。

その中で、補助金についてお伺いいたします。

補助金制度が自主防災活動補助金に変わるというご答弁でした。まず1点は、補助金制度が変わることによって、補助金額が変わるかどうかお伺いします。

それともう一点は、交付対象、これは当然組織になるんですが、大体现在の自治区の区割で立ち上がると思います。そうした場合、大きな世帯、人口のある自治区と少ない自治区で人口バランスが当然出てくると思います。その人口バランスの差、一番人口の多い地区と一番少ない地区が何名対何名になるかお聞きしたいんですけれども、わかればお伺いします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

本市の地域自主防災活動支援補助金につきましては、平成17年までの、いわゆる自治振興費補助金から分離をいたしまして、新たな制度として交付をすることでございますけれども、補助金の額につきましては、従来からの補助金と変わらず、年額2万円ということでございます。

また、その補助を受けて実施する自主防災組織の母体となる自治会の人数の多少でございますけれども、それについては特に現在把握はしておりませんが、それについては特に現在把握はしておりませんが、世帯数の多少にかかわらず、この補助金は、いわゆる行政が行う自主防災への公助、それから地区の方がみずから行う自助、それから共助という面での2点を意識づけとしてお願いすることについての補助金でございますので、世帯数、あるいは人口数の多少にかかわらず、定額の2万円という制度でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 現行の制度でありますと、組織に対する補助金的なものと、事業費ではないという内容かと思っております。それで内容はわかりましたが、ちょっとそれは違うかもわからないんですが、いろいろな補助金制度があると思っております。

そんな中で、例えて言えば、私が住んでいるところは西那須野地区一区町、約1,200人ぐらい、963戸で、二区町においては2件ぐらい少ない、やはり九百何十で、約1,000戸ぐらいの世帯数があります。そんな中で事業を行う、例えば総会をやるにして、総会をやったときにジュースをやるよといった場合、少ない地区だと20世帯、25世帯ぐらいになるのかと思っております。そういったときに、そのバランスの差というものを感じるものですから、これはこの防災組織にかかわらず、いろいろ

な補助金制度面、これから研究課題として研究していただきたいと思っております。

以上でこの項は終わります。

それと、自主防災活動については、市長からの答弁で理解いたしました。

次に、保育園の危機管理に移らせていただきます。

ご存じのように、保育園は小中学校に比べ、常駐している職員は女性が多い職場になっていることはだれが見ても歴然となっております。

そのような中で、市内15保育園かと思うんですが、男性保育士は何名配属されているかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 答弁いたします。

3名であります。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 3名ということで、特に男性保育士、当然園児を保育するのが仕事なんですけれども、同時に危機管理面、これについても男性がいると非常に心強い、緊急時なんかにも女性と違った力を発揮できるというところで、男性の保育士を今後ふやしていくかどうか、その辺はどんな考えをお持ちでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

職員の採用計画になりますけれども、一般事務職についてはある程度の総枠で採用できますが、専門職になりますから、絶対的な、全体的な定数管理の中で考えていきたいと。ただ、採用条件として男性女性の区別はなく、応募の対象にはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 男女差別なく応募には対応していくという答弁をいただきましたが、応募してくるケースというのは、今この3名については応募した人数すべて採用になったのか。それと、応募者というのはどのぐらいいるかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 昨年までも応募についてはございました。結果として昨年については採用に至らなかったということで、今年につきましても、今後の中で募集をいたしますので、できる限り男性の保育士の志望を期待しているところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

それと、答弁の中におじいちゃん保育士という答弁がありました。このおじいちゃん保育士のコンセプトというんですか、おじいちゃん保育士を雇用しているコンセプトはどのようなことで雇用しているかお伺いいたします。

それと同時に、おじいちゃん保育士は全保育園で採用されているか。それと、採用時というか、雇用時、あるいは配属時に、この表題にある危機管理に関してなんですが、危機管理面の契約、あるいはマニュアルなどによって指導をされているか。それと、おじいちゃん保育士自身がこの危機管理面について、その認識を持っているかどうかお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの件についてお答え申し上げます。

おじいちゃん保育士につきましては、保育園の次世代間交流といえますか、おばあちゃんは残念ながらおりませんが、そういった中でお年

寄りと接する機会が少ない園児に対しての対応とございますか、そういうことで配置をしております。公立15か所1人ずつ、それで週3日ということになっております。

先ほど答弁の中で申し上げました危機管理の関係ですけれども、子供たちと一緒に遊んだり、それから園内外といえますか、パトロールとまではいかないですけれども、そういったことはやっていますし、あと、簡単な修繕修理ですか、そういったものもやっていただいたり、特に契約の段階でこういったものまでお願いしたいということはやっておりませんが、おじいちゃん保育士についても先ほどのマニュアルの中で当然そういったものを適用した形で管理に当たっているということになると思いますので、十分認識はしているというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 私も個人的なことではあります。保育園のすぐ近くに住んでおまして、毎日のように保育園の前を通過しております。それで、おじいちゃん保育士の方の姿を見ると、以前いなかったよりは安心し、地域の人間として安心して見ております。こういった施策は非常に安全面、安心面から見て評価できる施策だと思います。これからもそういった面も踏まえて、どうしても小学校の場合はいろいろな事件事故が起きて、全国的に問題意識され、運動展開されている。ただ、保育園だけが事故がないからということで、我々も安心してしまっていて、見逃しがちなものから、今回保育園の危機管理ということで取り上げたところでございます。

そのような中で、避難訓練や防犯訓練の実施をしているということの答弁がありました。園児となると、ゼロ歳から5歳ぐらい、よく周りのこと

がわからない中で訓練をするということで、恐怖感的なものを植えつけかねない、こういった訓練などをやって植えつけかねない懸念もあります。世相上、情操教育が優先か安全が優先かというような問題になりますが、そういった地方においてもいろいろな事故事件が起きて、過渡期になってきていると思います。そのような中で、情操か安全か、担当部局としてはどのようにお考えになるかお聞かせください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

安全であることが一番なんですけれども、今言いましたように、小さいお子さんを預かっているわけですから、そういった恐怖心を与えとか、そういったことになってはまた困るということですので、その辺につきましても、マニュアルの中で、ゼロ歳児に対してのそういった方法とか、そういったものを細かくそこに記載しまして、そのとおり職員が対応できるような形で現在のところは進めておりますので、今のままでいけば、十分対応はできるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 子育て、あるいは子供を教育するというのは、どちらかという、男性より女性のほうが得意わざかと思えます。現場の保育士の先生方とそういった面、いろいろと情報を取り交わし、さらにそういった観点から、向上できるような体制をとっていただければと思います。

では、次に移ります。

保育園舎の施設の耐震診断については、市長の答弁の中に、保育園整備計画を含めた中から老朽化対策ということでやっていくというご答弁をいただきましたので、そちらで了解いたしました。

次に、市営バス運行計画についてお伺いいたし

ます。

一般的には市営バスと我々は一くくりで表現してしまいます。市民の足、輸送手段として一般的には認識されているところかと思えます。

市営バスに対する総合的なコンセプトとして、生活バス路線の位置づけという答弁をいただきました。

ただ、バス運行事業には、さまざまな要素が含まれております。高齢者、障害者などを考慮した福祉バスの要素、あるいはコミュニティーバス、また防犯対策の一環として要望の多いスクールバスとの併用など、多岐にわたる要素が含まれております。さらに、事業ですから、経営面として、費用対効果を含めた予算面、あるいは収支面があるかと思えます。

以上のような観点から、関係部局は市民ニーズをどのようにとらえ、プランニングに参画しているか、各関連部局のコンセプトをお伺いいたします。福祉部、教育部、財政部の順で各部局のコンセプトをお聞かせください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 突然振られましたので、どういうふうな内容で答弁したらいいかちょっと戸惑っていますけれども、福祉サイドでは、旧西那須野で申し上げますと、健康の湯、今現在はあそこの利用者に対しまして送り迎えのバスがあります。そういったものも含めた形で、今回の市営バスの運行を計画の中にそういったものを取り入れられるかどうかということは、福祉サイドとしては当然その中に、計画にのせていただければというような要望等はしているところであります。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 学校の場合にはスクー

ルバスでございますので、これは合併時の、統合時の条件等々で現在6台ほど動いておりますけれども、そういう中で、子供たちを安全に送迎すると、こういう目的ですので、基本的にはスクールバス代替として市営バス等々があれば、そちらも当然送迎に使っていききたいと、このように考えております。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 生活路線バス、あるいは福祉バスの事業についての財政サイドの考え方はということでございますけれども、現在、総合計画の基本計画の策定中でございます。財政サイドとしては、前期の5か年計画にあわせまして財政計画も策定をいたします。これは単年度の予算を見据えた財政計画を考えておりますので、そういった中でこの事業に対する財源としてどういったものが適当か、あるいは事業の規模がどうなるか、総合的な面で考えていきたいと、こんなふう考えております。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） では、担当部局、生活環境部にお伺いします。

今の部局から考えが出てきておりますが、そういったものを踏まえて、部局横断的なプランニングになるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 結論から申し上げますれば、そのとおりでございます。

検討している中間的なお話を少しさせていただいたほうがわかりやすいと思うので、少しお話しさせていただきますが、今回の計画には、当面の改革の部分と少し先の部分とという2つに分けて考えさせていただいております。懇話会でもそういう議論をさせていただいております。

当面の部分は、現在市のバスが走っております。

それらについて、地域住民等から少しルートを変えていただければ利用しやすいのではないかとか、どこどこまでつないでいただければ、ご質問等にもありましたが、他市町村の路線とどうのこうの、駅とどうのこうの、そういう手直しの部分と緊急的に必要な部分を新設してもらえないかというような部分の検討をしています。

後段の長期的な部分で、やはり市の、市営バスの本来の目的は、交通弱者、特にお年寄りや学校に通う子供たち、高校生等も含まれますけれども、その方たちの足確保という点で、市の市有バスというか、市営バスではなかなかすべてを網羅するには財政的に厳しいだろうと。その中において、これは希望的観測等も含めますけれども、駅周辺のバスの状況を見ますと、民間の旅館のバス、ホテルのバス等もかなり動いております。その辺のこの話し合いをすれば、少しルートを入れていただければと。これは一方的なアイデアですから、相手にまだ話していませんけれども、そういうものの、それから福祉のほうも、例えば西那須野でも循環バスの健康長寿センターへお客さんを運んでいるというのももう少し考え方を深めれば、病院を経由してとかという可能性もあるかもしれないねと、そういうものも含みながら、各分野のバス運行についてお話をさせていただいておりますし、今取りまとめの中で反映させていきたいというふうに思っています。

ですから、いろいろな手段、また一方、バスだけに頼る部分にもいかないのではないかと。地域のやはりこれから、地域のほうで足確保の何か手法はないだろうかと、そういうような部分までちょっと踏み込んでおりますけれども、そこら辺も議論をさせていきたいです。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 大変企画性あふれた、将来を見据えた答弁をいただきまして、安心したところでございます。

特にアクセス、これが重要なポイント、他市町バスとのアクセス、重要なポイントになるかと思えます。市長が常に言うております住民の目線に立ったプランができるようお願いをいたすところでございます。

最後の質問になります。

19年度運行開始を目指すとしております。19年度といいましても、12か月ありますが、19年度の何月ぐらいを目指すかお聞かせください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 正直なところ申し上げまして、準備には法的な手続等もありまして、結構かかりそうだというふうに思っています。今、努力中はあくまでも4月と思っております。ただ、絶対的というお約束がちょっと、相手方の問題等、要するに契約相手方もありますし、その準備方法、市で用意するのか、そこら辺をまだ詰め切っていませんので、若干ずれ込む可能性もありますが、4月を目指して最大限今は努力させていただいております。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

頑張ってください。高齢者は非常に期待を寄せておりますので、おくれなようにさらなる努力をお願いします。

防災関係中心に質問をしました。

最後に、ジャワ島沖地震でお亡くなりになった方々のご冥福を祈ると同時に、現在、沖縄では大雨が降って、土砂災害で避難されている皆様もおります。この場をかりてお見舞いを申し上げ、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（高久武男君） 以上で、7番、磯飛清君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 早乙女 順子 君

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 今回の私の一般質問は、具体的に細部に踏み込む項目があるかと思えます。今起きている問題を何とか解決したいとの思いで行いますので、誤解のないように。また、私が勘違いでお聞きしているようなことに対しましては、議論を正しく行いますためにも、執行機関から、間違っていることは間違っていると指摘しながらご答弁くださるようお願いいたします。

では、介護保険制度が大きく改正されましたことに関連して起きています問題から質問いたします。

昨年10月の制度改正に始まり、今年度の改正と、介護保険は大きく変化しました。

介護保険制度は、待ったなし、走りながら考えると2000年にスタートした制度です。やっと制度として定着しつつありますのに、今回の制度改正はまるで逆走している感じです。

では早速、高齢者福祉行政についてから質問いたします。

まず、介護保険制度改正で国も予期していなかったケアプラン難民の出現についてお聞きいたします。

国は、ケアマネジャーが担当する件数を50から35に減らす改正をしました。ところが、新たに介護が必要と認定されたのに、ケアプランをつくってもらえないケアマネジャーが見つからない事態が全国で起きています。

那須塩原市でもそういった事態が起きつつあるのではないのでしょうか。

ケアマネジャーが見つからない、そのときはどこが対応することになりますか、お聞かせください。

次に、要介護1が要支援2に認定されると、今までの居宅介護支援事業者に頼みたくても、地域別の決まった地域包括支援センターに回されてしまいます。新たに要支援になった人も、決められた地域包括支援センターで予防給付を受けることになりますので、同様です。でも、介護保険で言う契約の自由にこれは反しないのでしょうか。

さらにお聞きいたします。

車いすやベッドなど、今まで使えていたサービスが9月から使えなくなり、利用者に不安が広がっていますが、その問題に対して、ケアマネジャーの判断を超えるときは、どこが対応するのでしょうか。国が示した基準では、判断し切れないとき、そんなときは保険者として那須塩原市が責任を持つことになると思いますが、市の見解をお聞かせください。

次に、第3期那須塩原市高齢者保健福祉計画について質問いたします。

まず、第3期那須塩原市高齢者保健福祉計画の実施に際して、取り組むべき課題はどのようなことか具体的にお聞かせください。

計画を実行あるものとするには、高齢者福祉行政で現在、高齢者福祉係、介護管理係、介護認定係といった課内部、さらにはその他の課との連携が不可欠と思いますが、現在的那須塩原市では行政内での連携はとれているのでしょうか。現状と問題点をお聞かせください。

高齢者福祉行政の運営について次にお聞きいたします。

福祉の分野の多くが措置制度から契約制度にな

りました。特に契約制度導入の先駆的な介護保険制度になればとありますが、高齢者福祉施策のサービスに違和感を覚えます。それは、高齢者福祉サービスの利用で、措置時代のお上が与えるといった対応が残ることからだと思います。

高齢者福祉サービスは要項で決めている条件で広報やガイドブックなどでも利用のお知らせをしていますが、そこにある条件に該当するからと、単純には利用できない現状があります。

その高齢者福祉サービスが利用できるかどうかは、市民が見ることができない内規で決まっています、その内規の条件は市民では理解できないような条件がついていたり、職員がかわると判断が違ってしまったり、市民ではわからないようにできています。これでは市民に対する説明責任を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

介護保険が始まる前に、職員のさじかげんと擲揄されたその状態がいまだに高齢者福祉サービスには残っていたことに、私は愕然としました。

このような対応が残ることを市民の目線に立った行政を行うことを常におっしゃっている市長はどのように思われるのでしょうか。

次に、特別支援教育について質問いたします。

まず、那須塩原市の現状と課題についてお聞きいたします。

現在的那須塩原市の現状についてお聞かせください。今までの特殊学級と特別支援教室の関係はどうなりますか。特別支援教育を推進するための制度のあり方についての答申が中教審から出されましたが、近い将来、特別支援学級と呼び名が変わる程度の情報しか持っていない関係者も多いと想像されます。那須塩原市ではどの程度の認識を持っていますか、お聞かせください。

次に、現在、注意欠陥多動性障害（ADHD）、

学習障害（LD）、高機能自閉症などに対する対応は、那須塩原市では今現在どのようになされているかお聞かせください。

予算的には学習支援教師や学級支援教師として予算化されているのですが、支援の具体的な内容をお聞かせください。

最後に、那須広域第2期ごみ処理施設建設計画について質問いたします。

まず、ごみ処理施設建設プラントメーカーの談合問題についてからお聞きいたします。

那須広域事務組合の第2期ごみ処理施設建設計画において、プラントメーカーの談合に関してさまざまな勧告、処分が行われましたが、今までとった対応、対策をお聞かせください。特に、見積もり設計、仕様書の作成とか提案見積もり設計に関してはどう考えているかお聞かせください。

次に、ごみ処理施設建設プラントメーカーのほとんどが談合事件で、独占禁止法違反で公正取引委員会の告発や排除勧告を受けています。そのような中、第2期ごみ処理施設建設計画においても大きな影響が出るかと思われませんが、那須塩原市の今後の対応をお聞かせください。

最後に、現在出てきています第2期ごみ処理施設建設計画の予定地の住民の要望についてお聞きいたします。

要望の中で住民は、ダイオキシン等の環境汚染を心配しています。そのダイオキシン等の環境汚染を心配している住民に対しての説明はどのようにしているのかお聞かせください。住民のダイオキシン等の環境汚染による不安を取り除く対策等を考えているのかどうかお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 12番、早乙女順子議員の質問にお答えいたします。

私からは、高齢者福祉行政の介護保険制度改正のケアプラン難民についてについてお答えをいたします。

まず、(1)の1番でございます。

ケアマネジャーが見つからないような事態は、都市部においてはそのような事態があるというように聞いておりますけれども、那須塩原市においてはそのような事態が起きていることはないと考えております。

今後とも、市民の立場に立って、ケアマネジャーが見つからないという事態が起きることのないよう、地域の総合相談窓口である地域包括支援センター等を活用し、市が責任を持って対応してまいりたいと考えております。

次に、②の介護保険はみずからの選択に基づくサービス利用が可能な制度でありますので、地域包括支援センターのケアマネジメントにおいて、利用者の選択と同意は確保されると考えております。したがって、業務遂行ができる能力があると地域包括支援センター運営協議会が認めた事業所であれば委託することができ、これまでおこなわれていた居宅支援事業者によるサービスは引き続き受け入れられますので、契約の自由は担保されていると考えております。

次に、③のケアマネジャー連絡協議会、包括支援センター連絡調整会議等を定期的に開催し、サービスの提供をより一層徹底させていきたいと考えております。

また、地域包括支援センターと介護支援事業所がお互いに補完し合いながら、今後も連絡調整、情報交換及び事例研究等の学習会を実施し、ケア

マネジャーの質の向上を図り、困難事例にも対処できるよう努めてまいります。どうしても判断がつかない事例につきましては、保険者である市が責任を持って対応していきたいと考えております。

以上のほかは、教育長、市民福祉部長、生活環境部長より答弁いたします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私のほうからは、特別支援教育についてお答え申し上げます。

1番目の那須塩原市の現状と課題についてであります。特殊学級と特別支援教室の関係についてのご質問にお答えいたします。

本市では平成17年度に特別支援教育体制推進事業の指定を受け、校内支援委員会を全校35校に設置し、特別支援教育コーディネーターの指名及び個別の指導計画策定に努めてまいりました。

この事業は平成19年度までにすべての小中学校においてLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する支援体制の整備を目指すものであります。

今後、全校設置を目指すとともに、特に今年度は個別の指導計画の策定にかかわる研修の充実を進めてまいりたいと考えております。

特殊学級と特別支援教室——仮称ですが、との関係については、特別支援教育の事業推進が進められている中で、これまでの特殊学級の制度では、小中学校は言語障害及び情緒障害者を対象とし、通常学級に在籍するLD、ADHD児童生徒への通級指導は認められておりませんでした。学校教育法施行規則の一部改正により、現行制度の弾力化が図られ、LD、ADHD等の児童生徒も対象として加えられました。

さらに、特殊学級等における学校教育法等の一部改正によって、通常学級におけるLD等を含め、すべての障害のある児童生徒が通常の学級に在籍

しながら、障害の状態に応じ、必要な支援を受けることを目的とした特別支援教室——仮称ですが、それへの実現へ向けた取り組みがなされているところでもあります。

本市におきましても、同様に進めてまいりたいと考えております。

次に、ADHD、LD、高機能自閉症に対する対応についてのご質問にお答えいたします。

ADHD、LD、高機能自閉症等の発達障害を伴う児童生徒の理解と対応という視点から、教職員を対象とした市教委主催の研修を初めとし、各小中学校における現職研修の中で進めるとともに、保護者の理解を図るため、学年部会や家庭教育学級等での研修の場を設けてまいりました。

児童生徒への直接的なかかわりという点では、児童生徒サポートセンターの指導主事及びカウンセラー、教育相談員が必要に応じて各学校へ訪問するとともに、スクールカウンセラー、心の教育相談員、親と子供の相談員による指導援助を行ってまいりました。また、市採用教師及び生活支援員を配置するなどの対応を進めてまいりました。

関係機関との連携という点からは、県北児童相談所、国際医療福祉大クリニック等の専門機関との連携を深め、その子に応じた対応が図られるよう努めてまいりました。

今後もよりきめ細かな対応が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

最初に、第3期の高齢者保健福祉計画について2点ほど質問がありましたので、あわせてお答えいたします。

第1番目の取り組むべき課題についてであります。今後さらに高齢化が進行する中で、高齢者

が住みなれた地域で自立した生活ができるような生活支援、また要支援、要介護状態にならないように、あるいは状態が悪化しないようにするための介護予防が重要な課題であると考えております。

さらに、今回の介護保険制度改正により、地域密着型サービス、新予防給付サービス及び地域支援事業の創設並びに地域包括支援センターの設置等、持続可能な予防重視型システムへの転換を総合的に取り組むことが大切であると考えております。

2番目の高齢福祉行政における課内部、その他の課との連携についてであります。新予防給付、地域支援事業等の着実な実施に当たっては、地域包括支援センターが中心になりますが、居宅介護支援事業者等の協力も得ながら、一般高齢者、特定高齢者の状態、状況等を把握する業務や要支援者の認定業務等々、利用者の個別ニーズに応じたサービスの提供には課内部、各支所との連携、連絡調整が不可欠であり、それぞれの係において役割分担をし、業務に当たっているところであります。

また、事業の実施に当たっては、社会福祉課、保健課等の関係各課はもちろんのこと、社会福祉協議会、シルバー人材センター等、関係機関とも連携を密にし、事業の成果が得られるよう進めております。

今後とも市民に対し、公平で質の高いサービスが提供できるよう連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉行政の運営についてでありますけれども、高齢者福祉サービスの利用で、措置時代のお上が与えるといった対応が残ることについてというご質問であります。福祉分野におきましては、これまで社会保障制度が整備されるまでの当面の緊急的な課題に対応するための一時的

な措置として行われたものが少なくなく、社会保障制度の整備が進むにつれて、制度のあり方も現在では、従来の特別な人への対応から介護保険制度や支援費制度のように措置時代から契約制度へとだれもが当たり前のものとして享受できる制度へと変化してまいりました。

今後は、だれもが共通に福祉の向上を実感できる施策を展開し、市民一人一人の状況に応じた高齢者福祉サービスが提供できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 私のほうからは、3番目にあります那須広域第2期ごみ処理施設建設計画について順次お答えをいたします。

まず、(1)のほうにありますごみ処理施設建設プラントメーカーの談合問題についてお答えをいたします。

現在取りざたされている談合につきましては、汚水処理施設のものでございますが、昨年は橋梁談合がありまして、プラントメーカーの多くが指名停止の処分を受けました。

ご質問にあります提案見積もり設計を各プラントメーカーから徴集する際に、この橋梁談合に関与した業者からは徴集していないというふうに広域のほうから聞いております。

次に、プラントメーカーの談合が第2期ごみ処理施設建設計画に影響がないかのご質問でございますが、那須塩原市としましては、建設にかかわります技術支援や周辺環境整備など、早期稼働に向けて積極的に支援して取り組んでまいりたいというふうと考えております。

その他の談合等に伴う業者選定や進捗状況等につきましては、金子議員や君島議員からも質問があり、お答えしたとおりでございます。

続きまして、ごみ処理施設におけるダイオキシン類の排出につきましては、平成9年に国の基準が改められまして、これに伴い、処理技術も向上をしているところでございます。

今回の施設においても、国の示す基準の20分の1までダイオキシン類排出量を抑えて設計を組んでおります。

地域住民の皆様には生活環境影響調査の結果を踏まえまして、稼働前数値と稼働後の予測数値を示しまして、施設から排出されますダイオキシン類がほとんど影響を及ぼさないことを根拠強く説明していきたいと思っておりますし、現在までも説明してきたところでございます。

今後さらに稼働後にも毎年調査を行いまして、稼働前の数値及び設計数値と比較をしていただいて、安心していただけるような形で公表をし運営をしてまいりたいと、このように思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ではまず、介護保険制度の改正のところで、那須塩原市ではケアプラン難民のようなものはまだ出ていないという認識でおるようですけれども、私は何人かのケアマネジャーのところで聞きましたときに、もう手いっぱいなので受けられないということで、今までだったら受けていたものをもう受けられなくなっているケアマネジャーは出てきております。40件を超えると減額される。それも1件目にさかのぼってということですから、40件を超えたくても引き受けられない。この40件というのは、要介護者31件に要支援者8件を合わせて39件までしか受けられないということから、40件を超えると減額の対象になると。それも、39件まで予防給付になる人を8件受けて、それで要介護者31件を受けて、それで要介護者換算で35件ということですが、

それを超えるものを受けられないというのはなぜかという、1件でも超えたら、その受けた40件に対して減額、何割でしたか、4割、何かすごく、私もそのパーセンテージは今忘れてしまいましたけれども、そのぐらい減額される。それではとても事業が成り立たないからやれないと。

先ほど、そういうようなときは、どうも地域包括支援センターを頼っていると、地域包括支援センターから委託されるので大丈夫というふうに思っていたら、やっぱり受けられないので、実際に要介護1と2の人のケアプランを全部立てられるだけの能力が那須塩原市の地域包括支援センターにあるのでしょうかということを知りたいということと、あと、やはり先ほど言ったように、8件しか居宅の事業者は受けられませんので、それより超えてしまった人は引き受けたくても受けられません。ですから、それで先ほど、介護保険で言うところの契約の自由に反しないというふうにおっしゃったんでしょうけれども、実際に頼みたくても頼めないという状態が出ています。

逆に、軽い人を受けると、新規の利用者を引き受けたくても予防給付に該当すると介護予防プランは地域包括では4,000円ですが、それが委託されたときは3,200円ですか。それで、3,200円になる金額ですが、実際に手間は介護保険のときの介護プランを立てていたときと同じぐらいかかってきつとプランを立てます、ケアマネジャーさんというのは。ですから、単価が安い上に手間を同じようかけたのでは、居宅介護支援事業者というのは成り立ちませんので、8件以上はきつと受けられないでしょう。

そういうときに、本当に利用者の選択を保障し

ていたとまで言い切れるのでしょうか。それに、今のところはまだ更新時期でないので、まだ地域包括のほうにみんなは行っていませんけれども、まだケアマネジャーさんが抱えておりますけれども、それが地域包括に全部行ったときに、本当に担い切れるというふうに思っているのか。

それとあと、逆にある意味、居宅介護事業者の中で軽い人を受けるということができないので、逆に報酬の高い人を選ばないと経営的に成り立たないということで、契約の自由が、利用者が契約の自由で業者を選択できるのではなくて、ケアマネジャーのほうの利用者を選択するという逆の現象が私は起きてくるのではないかなというんですけれども、保険者としてはそここのところは手をこまねいているわけではないと思いますので、そういうようなところに対して、今私が危惧したようなことに対して、絶対ないというふうに言い切れるのか、何か対策をお考えなのか聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの件について答弁いたします。

先ほど、40件未満40件以上の話がありましたけれども、40件以上になった場合は6割になってしまいます。それから、60件を超えた場合には4割介護報酬が減額になるということになります。

先ほど市長の答弁にもありましたように、すべて地域包括センターがそれを担うことができるというふうには私自身も考えておりません。ですから、市長の答弁にもありましたように、地域包括センターと居宅介護支援事業者がお互いに補完し合いながら、今の制度改正になって間もないところがありますので、いろいろな問題が出てくる可能性はあります。既にもう出てきているんだというふうに思っておりますけれども、ケアマネジャー

一部会とか、それから事業者の連絡協議会等も、その辺でも十分議論をしていただいて、どういう形で乗り切れるかというのは当然行政の責任になりますので、今言いましたように、ケアマネジャー一部会とかに市のほうからそういった問題を投げかけて解決をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 思ったよりもケアマネジャーさんが受けられるのは8件以内というのが大きなネックになると思いますので、そこでケアプラン難民と言われる人が出ないようにという対策は今から考えておくべきだと思います。

それと、地域包括のほうで引き受けて予防給付をするにしても、実際に予防給付のほうに回された利用者の方は、なれたケアマネジャーさんとなれたヘルパーさんから引き離されてしまうわけですから、そういうことになったときの不安というのは、本当にここにいる私たちが想像する以上のものだということは認識しておいていただきたいというふうに思います。

それで、実際に予防給付をやることとか、あと、さまざまな今回の改正で任務を担わされてしまった地域包括ですけれども、地域包括が那須塩原市では今までの在介センターをそのまま衣がえした。それで、在介センターを衣がえしただけではなくて、その地域包括支援センターの3職種の職員が経験豊かな人が3職種でそこに配属されたいいんですけれども、実際には居宅のケアマネジャーより経験数のない人たちが居宅のマネジャーを支援するなんていう状況になっていますので、地域包括の職員の質というものをきちんと押さえておかないと、形だけはできているけれども、実際に地域包括が機能しないという状態も考えられま

す。

それで、地域包括の職員でケアマネジャーの経験者は実際、那須塩原市ではどのぐらい、何割ぐらいいるんでしょうか。それで、ケアマネジャーの経験がない人に対してはどの程度の研修を行ってきたのか聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

ただいまの地域包括支援センターのケアマネの関係ですけれども、現在ちょっと資料等を持ち合わせておりませんのではっきりした数字は申し上げられません。

ただ、当然1か所に1人ずつ主任のケアマネがいるということは、これは当たり前のものでありまして、今後、要はケアマネジメントをするに適したケアマネジャーのそういった資質と申しますか、そういったものは十分確保していかなければならないというふうに考えておりますので、研修等は十分に積んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 地域包括のケアマネジャーも看護師もすべて今のなれている仕事でない仕事についているという人が実際にいます。だから、そこへ配属された職員でも、ケアマネジャーの資格を持っているだけ、看護師なだけという方も中にはいますので、その方たちもとても気の毒なんですね。それこそベテランのケアマネジャーさんを支援しなければならない自分のほうが経験がないわけですので、そこに配属された地域包括支援センターの職員をきちんとフォローするというのも行政のほうではやらなければいけない責任があるんだと思うんですけれども、そこが行政の中の力不足なのか、形だけはつくったけれども、

実際には行政の支援というのは地域包括のほうに届いていないように私には思えます。

ですから、その辺のところでも今後十分に考えて支援を行っていただきたいというふうに思います。

地域包括のケアマネジャーとか看護師が忙しければ、そこに配属された社会福祉士というのは、本来の権利擁護の事業とか相談事業とかやらなければならぬ事業をやれずに、それのお手伝いをしているというようなところが出てくると思いますので、本当に3職種がいるということもきちんと押さえておいていただきたいというふうに思います。

地域包括の受け持つ高齢者の数もばらばらです。それで、専任のケアマネジャーがいるところ、兼務でいいところということで、とても地域包括によっては力の差もあります。確実にそこに住んでいるからといって、予防給付はそこからだよと、そこに予防プランは立ててもらってくださいねというふうになると思いますので、高齢者が質のいいサービスを選びたくても指定されるというのは、そこからスタートですから、きっと予防プランは人数が多くなってくると、単純なケアプランを立てているとかということになって、パッケージプランというふうな言い方をされていますけれども、介護度が低くてもかかる手間は一緒だということも十分に考えておいてください。

それで、モニタリング的なものが予防給付では3か月に1回でいいというふうに私はちょっと聞いたんですけれども、やはりそのぐらいに予防給付というのは高齢者の生活を見るという部分のところ、今までケアマネジャーさんがやっていたものからすると、かわり方というのは簡単なものなんですか。そこを聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

モニタリングの関係ですけれども、高齢者というのは3か月に限らず、状態、状況が変化するということがあり得るのかなというふうに考えますので、この期間が3か月でいいのかどうかというのは、高齢者個々人の状態にもよるかもしれませんが、なるべく細かく、短期間の間にモニタリングは必要のかなというふうに思っております。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、ちょっと角度を変えてお聞きいたします。

今、介護保険の改正で、ベッドとか車いす、シニアカーというようなものが今使っている高齢者の中で、特に要介護1の人が使えなくなるというふうに国のほうは言ってきています。それで、電動ベッドが使える人とはどういう人というふうに国のほうは言っているかといいますと、寝返りが打てない人というふうに言っています。でも、実際に寝返りが打てないような方は寝たきりですので、ベッドから起き上がって歩き出すということはない。逆に、軽い人こそ起き上がって、それでベッドのさくにつかまって歩き出すということが必要なんですけれども、そういう方には使ってはいけない、返しなさいというふうな指導をしています。

その辺のところ、やはりこの人の自立を支え

るためには電動のさくつきのベッドが必要だというふうにケアマネジャーさんが判断したときに、要介護1の人にどうしても使っていただかなくては、この人が自由に起き上がってリビングのほうに行くとか自分でお手洗いに行くとかということができないんだというようなときには使えるものですか。そういうようなとき、要するにケアマネジャーさんはそういうようなことですごい判断に困っています。あと、シニアカーなんかも要介護1ぐらいの人では使えないというふうに思って、返さなければいけない。でも、これが要介護度が重い人が実際に電動のシニアカーで外に遊びに歩くということはないんですね。軽い人だからあれは利用価値があるんですけれども、でも、そういうものも使えなくなるということで悩んでいます。

そういうようなときに相談に乗ってくれるのは、市の担当課のところで十分に相談に乗って、高齢者が困らない、今までの生活が維持できて、生き生きと外で社会参加ができた、家庭の中で自分の残った機能で生活するということができるというためだったら使えるというようなことに道を開くということの相談に乗ってもらえますか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

ただいまの一例でしょうけれども、電動ベッドの関係ですけれども、確におっしゃるように、寝たきりの方は電動ベッドでなくても用は足りるかもしれませんね。電動ベッドを利用する方は、例えば転倒防止とか、そういった介護予防という形からすれば、電動ベッドを利用して生活をするというのがより現実的のかなというふうな感じはしております。介護給付の基準に合致するかどうかというのは、ちょっと私は勉強不足でわかりませんので、もし介護給付の中でそういったものが当てはまらないとすれば、別な形でもしそ

った制度が——市単独で設けられるかどうかは別ですけれども、そういったものも今後研究していく必要があるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） それを待っていたんです。市単独でと。もし介護保険でだめだったらば、昔、社会福祉協議会でベッドを貸し出ししていたときもありましたし、シニアカーなんかも社会福祉協議会から借りている。もう5年も借りているようなものを返されたって、きっと減価償却が終わっているようなものもあると思うんですね。逆に、介護度1の人がベッドを介護保険で使えないからという、ご自分で買うことになると思うんですね。それで、いざ2とか3とかになったときに、自分で買ったベッドをずっと使い続けますよね。ですから、逆にその方は、介護保険でベッドを借りるということは一生介護度が重くなってもない、それをもしかしたら国はねらってこんなことを言ってきたのかなとちょっと勘ぐってもみたんですけれども、市のほうで、これは本当に市長のところにもお聞きしたいんですけれども、ケアマネジャーさんたちが今の高齢者の生活を支えるためにどんなに苦労しているかの実態をぜひ聞いて、何か新たな市として対応——保険者として対応できるものがあつたら介護保険の中で対応すればいいことですし、そのほかの制度で対応することがあつたらということで、決して今ここですぐにしてくださいとは言いませんけれども、そういう答えは求めはしませんけれども、ぜひ検討はしておいていただきたいというふうに思います。

それで、ケアマネジャーさんは今までの介護保険では単純なケアプランを立てているとか、 unnecessary 福祉用具を貸し付けているとか、十分なアセスメントとか丁寧なモニタリングをしていないと

か、ケアプランの質が低いとか、さんざんなことを言われていますけれども、大多数のケアマネジャーさんたちは一生懸命高齢者を支えようとしてやっております。

その中で、介護保険のサービスを組み立てるということもとても大変なんですけれども、介護保険だけのサービスを組み立てていたのでは、高齢者とか介護の必要な人の生活全体を支えるということはもちろんできません。介護保険というのは一部だけですので。ですから、利用者の生活全体を支えるような、そういうケアプランを立てるためには、介護保険のサービスだけで立てていたのではだめなんです。それで、高齢者の生活全体を支えるためには、介護保険のサービス以外のサービス、それは地域の社会資源でインフォーマルのサービスであるかもしれないし、市が持っている、先ほどもちょっと出た高齢者福祉制度のサービスかもしれません。そういうものを十分に取り入れて組み立てて、初めて高齢者の生活を支え切れることになるんだと思います。ケアプランというのは、介護保険の制度だけを組んでいるわけではありませんので。そして、もちろん医療の制度なども入れて、通院介助なんかも入れているとは思っています。

高齢者を支えるということで、ケアマネジャーさんたちは積極的にいろいろなサービス、いろいろな社会資源を組み入れたいんですけれども、その中で、那須塩原市の高齢者福祉サービス、思ったより使いにくいんです。介護保険のサービスをケアプランに入れ込むよりもハードルが高いサービスが結構多いんですね。でも、本当に良心的なケアマネジャーさんたちは、高齢者の生活を支えなければならないので、介護保険のサービスのほかに高齢者福祉サービスを手間がかかるんですけども、入れ込んで、何とかそれも入れて支えよ

うとしています。でも、本当にハードルが高いもんですから、やたらに組み込むということをする、自分で自分の首を絞めてしまうようなことになるので、ケアマネジャーさんは覚悟を決めて申請に来るんです。本当にすごいエネルギーを費やします。

ですから、高齢者福祉サービスの代理申請をするのに、ケアマネジャーさんが覚悟を持って申請に来るサービスとはどんなものだろうというふうに皆さんお思いになるでしょう。それは、実際には高齢者の紙おむつ給付サービスとか配食サービスとか住宅改造助成、そんなようなものなんです。そんなものが介護保険のサービスをケアプランに組み入れるよりもケアマネジャーさんが覚悟を決めて代理申請に来ていたなんていうことは皆さんご存じないと思うんですけども、本当にうそのような話なんですけれども、そうなんです。

介護保険のサービスは、この方がどういう課題があって、どういうニーズがあってということをちゃんとケアプランの中に落とし込んでいけば、訪問介護が組めたりショートステイが組めたりするんですけども、紙おむつの給付とか給食サービスはそんなたやすくは組めないサービスになっているんです。

もちろん家族が申請になんか行ったら、素人なんかではとても申請なんてできない。それが那須塩原市の申請書の様式からそうっております。

いつも市民の目線に立ったサービスをというように言っております市長、今の話を聞いていかがでしょうか。そんな状態だということをご存じだったでしょうか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま市の高齢者福祉サービスですか、そのハードルが高いという話を聞いたわけでございますけれども、私自身は高い

というふうに認識をしておりますでした。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、市長にお聞きしましたのは、市長はきっとご自分で介護経験もありますので、その市長がどの程度認識していらっしゃるかなと思ったんですけども、まさかそんなハードルが高い状態になっているというふうには思われませんか。

高齢者のおむつ給付の要項ですけども、この要項では、那須塩原市に住所を有する在宅要介護高齢者、6か月以上常時おむつを使用している者というだけの要件しかついていないんですね、要項では。それで、これがガイドブックとか市のホームページとかには載っているんです。それで、それを見てしまうと、うちのおばあちゃんは該当するわとかとって家族が申請に来たりするんですけども、そこで出される申請書、申請者の名前は家族で出しますよね。対象者の状況というところに対象者名を書きますね。それで、生年月日とか住所とか電話番号まではいいんですけども、身体状況、寝たきりランクC、認知度3、4M、介護認定要介護1、2、3、4、5、そういうようなものを書かなければいけないんですけども、寝たきりランクCとはどんなものなのかわかりますか。それで、J1、J2とかA1、A2とかというのがあるんですけども、そんなことを言われて、自分のおじいちゃん、おばあちゃんがどんな状態だなんてわかりますか、皆さんは。でも、それを家族がここでつけなければいけない様式になっているんですね。それがこの4月1日だと思うんですけども、様式が変わったんですよ。でも、今までの様式というのは、申請者名を書いて、それで住所を書いて、それで介護度——障害者の場合は等級を書いて、おむつ使用の状況を書いて、いつごろからおむつをしているかを書けばいい申

請書だったんですけれども、今回から変わったんですね。こんな難しくしてどうするんだと。ガイドブックとか何かに書いてあるのは、さっき言ったように、本当に簡単な項目だけ、それを見て来てしまう。

よく広告を見て、安いわねと買いに行ったら、それはございませんと、こういう高級なものしかありませんなんて言われているような、そんな状態に陥らされるんですね。

こういう様式は実際にこれは内規で決まっているんですね。この状態が。だから、要項よりも条件の厳しい内規を持っているんですね、那須塩原市は。だから、その辺のところを改めていただきたいなど。

これはたまたま今おむつ給付だけを言いましたけれども、住宅改造もそうっておりますし、あと、給食サービスなんかも簡単に、ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯で心身の障害、症状により調理をすることが困難な者、介護保険において要支援、要介護認定者ではない低栄養状態の者というふうに単純に書いてあるんですけれども、どっこい、これを使うためには、ケアマネジャーさんが理由書をいっぱい書いて、ケアプランに落とし込んで何してかにしてとやらないと、この給食サービスが受けられないというのが現状なんです。

こんな面倒くさくして、豊かなサービスをケアプランに入れなさいなんていったって、ケアマネジャーさんはへとへとになってしまいます。

そんなことでいじめないでいただきたいというふうに思うんですけれども、そういうものをすべて総合的に見直すということをやったださるかどうかということだけ。

実際に今、告示したものというのは、ホームページ上に載っていませんから、市民は知ることは——今ホームページを開くと、古い様式が載っ

ているものがアップされて、私もこの間、新しいものを取り出そうとしたら古いものが出てくるといふ、そういう状態ですので、そこら辺の行政課としてもやっておかなければならないことが、ホームページ上に告示された内容と切りかわっていないという問題もありますので、それも含めてちゃんと直していただけるかどうかということを開かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの件についてお答えいたします。

当然サービスを給付するにつきましては、基準というのが当然あります。その中で、ただいま申請書ですか、その様式等についてのお話がありましたけれども、代理で来るケアマネジャーさん、それから給付の内容によっては民生委員の方なんかも来ることとなります。

使われなくてはどうしようもありませんので、使いやすい制度にすべきだということは考えております。ですから、今お話がありましたようなことは、当然内部でも十分検討しまして、今言いましたようなことで、ケアマネ部会、そういったところにも投げかけて、改正できるものは当然していくべきだなどというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 4月10日から新しいホームページの内容にリニューアルをしたところでございます。

この情報の更新に当たっては、各課をお願いをしているところでございます。最新の情報にデータを切りかえていただくという要請をしているところでございますので、なお一層、これの徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ホームページを見たり市報を見たり介護保険のガイドブックを見たりして、家族の方が介護をしている時間を割いて窓口に来たら、こういう状態が、ケアマネジャーさんに書いてもらってきてくださいとか、認定の状況がわからないからなんていって追い返した事例がありますので、家族がわざわざ窓口に来た、その家族が一遍で用事が済まないということより、連携と言ったのは、そこでその状態像がわからなかったらば、個人のプライバシーになるというんだったら、了解をとっておいて、それで介護認定班のほうに聞けば、そちらではJ1、A、B、Cとかというのがわかる状態になっていますので、帰すようなことは今後ないようにということ。それが市民の目線に立った行政を行うということだと思いますので、ぜひきちんと現状を把握して対応していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

特別支援教育についてというのは、現状はお聞きしました。

それで、私もこの問題というか、ここで起きていることというのがとても心配なことが1つ、2つあるんですけれども、それは例えばLDの学習障害の方に対してついている先生が、学習障害の方というのは、知的なおくれというのはありませんので、子供扱いをして平仮名で何かを教えとかというような、そういう対応をしてはいけないんですけれども、きちんとした対応を先生方が本当にされているかなというのが一つ心配と、あと、通常学級に今まではいられたものが何だかんだと言いながら特別支援教室のほうにいる時間を多くつくられて、お友達と一緒に学ぶという、そういう統合教育から離れていってしまうようなことに使われないかなというのがちょっと心配です。

この点については、時間もありませんし、私も今危惧するようなことをお伝えするというだけで、ご答弁をいただくつもりはございませんので、本当に統合教育に向けてこういうものが導入されたんだという形になるようにというところだけを覚えておいていただけたらいいというふうに思います。

それで、最後の質問のところに移らせていただきます。

私は先ほどの答弁の中で心配をしましたのは、提案見積もり設計というのは、橋梁談合に関係しているところを除いたわけですよ。でも、その後、またこれからきっと処分を受けるであろうというところは出てきますよね。そうすると、実際にそういう談合にかかわっていない事業者というのは、4社提案見積もり設計を出したと思うんですけれども、その4社の中で、とりあえず今——その後出てくるかどうかはわかりませんが、このプラントメーカーというのは談合メーカーと言われているぐらいに談合を繰り返し繰り返しやってきた業界ですので、その残ったところもどうなるかわかりませんが、今現在、提案見積もり設計のところ、公取から何の勧告とかいろいろ受けていない、談合疑惑で受けていないという事業者は何社ですか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） この案件につきましては、下野新聞にももう既に掲載されておまして、4社の見積もり提案をいただきましたが、3社とも談合に絡んでいるようでありますので、答えとしては1社は残っているということになります。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ということは、その1

社の見積もりで今後事業を進めていくというのは、ちょっとそれはそれでまた危ないですね。

実際にストーク燃焼施設を取り扱っている事業者というのは15社あるわけなんですね。それで、焼却残渣の熔融施設を取り扱っている施設が17社ということで、その両方扱っているようなところを今回入れたいんでしょうけれども、そういう中で本当に、石川島播磨重工も今回、荏原は前回、川崎重工は今回、クボタは前回も今回も、神戸製鋼は今回、日本製鉄は今回、住友金属工業は今回、住友重機械工業は前回も今回も、タクマは前回、日本鋼管は前回も今回もその前も3回目——私が知っている限りでですね。日立造船も2回目、三井造船も、あと三菱重工業も近年で3回目、ユニチカは小さい会社だけれども、何とか残っているとかと、そんなような感じで、本当にまあよくぞというぐらいに、近年調べただけでも指名停止を食らっているような業界なんですね。

そういう中で、危なくない設計をしてもらって、公正な入札をするということに何か方策はないだろうかということ、私もさんざんいろいろ考えたんですけども、一つだけ環境省の大臣官房廃棄物・リサイクル対策部というところが前年度までにまとめた「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」というのを出したんですね。なぜこれを出したかということは、談合がこの業界は多い、それと高どまりの落札だということを何とか防ぐことの支援が国としてできないだろうかということ、報告書を出してきたんですね。この報告書のところで、もう少し国が直接的に支援してくれるのかなと思ったら、情報提供ということと、ここにある手引書に従ってそれぞれの市町村で考えてやりなさいというものを蓄積したら、それをデータベース化して、19年度ぐらいからはもう少しそれを使ってできるというようなものな

んですね。

でも、今年度この入札・契約の手引きというのが国のほうで示したもので、最低でもこれは使えるなということが幾つか出てきておりますので、その幾つかというのは、違約金特約条項とか瑕疵担保条項とか低入札価格調査制度とか、結構見ましたら技術提案のところなんかは、ある程度技術者集団を紹介してあげますよというようなものもここに具体的に、今まで言われているようなコンサルではなくて、できているんですけども、もう1社しかありませんので、そういうようなものを使ってでも、自力でも公平公正な、そして少しでもいい施設を安くつくるという努力をしなければならぬと思うんですけども、その辺に対して、私でもこれぐらい調べてやっているんですけども、行政のほうはどのようにこの事態をお考えでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 基本的には、業者選定につきましては、何度も申し上げますように、広域行政の業務でありますので、広域が主体的に考えると。もちろん那須塩原市が活用する施設でありますので、検討委員会で参画をして我々としても意見を述べて、より適切にできるように検討中でございます。

その前提において、少し考え方を申し上げますと、この建設事業につきましては、非常に特殊でございます。耐用年数が15年または20年とよく言われますが、その年に一遍しか工事がありませんので、技術的蓄積を市町村が持つというのは非常にできない分野になっています。よって、どこの市町村も、それこそ設計の段階もいろいろなチェックもコンサルタントにお願いしているのが実情であります。

こういう前提におきまして、我々もどうしよう

かということになるわけなんです、コンサルを信用しないという前提に立ってしまうわけにもいきませんので、より適切な設計管理等をしていただくコンサルを選んで入札にかけてやっていきたい、そのチェックが一つありますし、プラント部分は確かに特殊技術でございますが、そのほかの工事が当然地業から建築物も当然ありますので、そういう部分は市の中にそれぞれの専門家、建築士とかがいますので、そういう部分は十分技術支援なりチェックを応援できると。そういうもろもろの形の中で支援を広域のほうに対してやっていきたいなどは思っております。

そのほか、なかなか自前の技術チェックするだけのノウハウを持っているのは、これはもう那須塩原市だけではなくて、全国レベルで見ても非常に難しいというのが現実で、弱っていると言えば弱っている分野だというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） それなので、実際には環境省が出した手引では、さすがに環境省も、やはりここでも言っていますよ。20年に1度ぐらいしかつからない施設だから、市町村がそういう技術を持つは無理だろうと。だから、こういう仕様書をつくったんだということではしています。

それで、実際に技術支援業務の実施組織というものも何社かあります。それは財団法人でつくっているようなものとか社団でつくっているようなものがあるんですけども、そういうようなものを使うとか、あと、市町村の要求条件というものを発注仕様書の中に入れる。それがちゃんと履行されるかどうかということで、それで瑕疵条項もちゃんと入れるとか、最低、内容的なものはわからなくても、ある意味きちんとしたものをさせるというような効果を持つような仕様書をつくるとい

うことは、技術的なものは無理でも、そういうものはできる。せめてそのぐらいのものはやっていただきたいというふうに思いますけれども、その辺のところを取り組んでみる気持ちはございますか。それだけ聞かせてください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 我々のスタンスは、基本的には安全で安定した運営ができる施設で、より安価に提供していただけると、これが一番ですから、これが市民に対する我々の責務だと思います。その視点に立ちまして、ご提案のことも当然役立つとするならば、参考に文献を読んでチェックをさせていただきたいと思います。

加えて、これは技術的に古いと言われればそれまでですが、前回担当した職員もおりますので、その者にもチェックを今、広域だけではなくて市の中にもいますので、そういう職員にも仕様書のチェックをさせています。いろいろな、あっちからこっちからという形で一生懸命努力をしてチェックをさせていただきたいと思います。

ですから、ご提案がありました資料につきましては、十分我々も含んで、再度確認をして、取り入れるものはどんどん取り入れていくというスタンスで臨みたいと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 以上で、12番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 人見菊一君

○議長（高久武男君） 次に、28番、人見菊一君。

〔28番 人見菊一君登壇〕

○28番（人見菊一君） 質問に入る前に、1字抜けておりますので、そこに入れていただきたいと

思います。

農業行政の中の⑦番、「全国第4位生乳粗生産」の後に「額」と入れていただきたいと思いません。

それでは、一般質問3日目、本日最後の質問をさせていただきます。

市長初め、執行部の皆様、また議員の皆様には大変お疲れさまでございます。

私の質問は、非常に簡単な項目でございまして、また私自身、しばらく一般質問をしておりませんので、大変不安でございます。私の前は早乙女順子議員ということで、非常にベテラン中のベテランがやった後ということで、非常に不安でございませけれども、精いっぱい頑張って質問してまいりたいと思えます。

昨年1月1日、那須塩原市が誕生し、はや1年6か月が過ぎようとしております。国の三位一体改革のもと、地方分権の進む中、自立地方自治体の健全行財政確立のため、栗川市長初め、市執行部の皆様方の日々の努力に心から感謝と敬意を表する次第であります。

また、合併により、市民の期待感、満足度等においては、まだまだ長い時間がかかるものと感じるところであります。多くの市民の目線に立って、那須塩原市発展のため努力されることに期待をいたします。

また、このたび降ってわいたように県内最大級の大規模産業廃棄物最終処分場が青木地区に設置されようとしております。この問題につきましては、議会開会初日、県に対し立地規制強化意見書提出について決議がされました。私は断固設置反対の意を表明しておきたいと存じます。

それでは、通告順に基づいて質問をしてまいります。

農業行政について。

①のここ数年来、全国的に農家戸数が減少傾向であるとの報道がなされております。栃木県においても、農家総戸数7万1,010戸がここ5年間で6,022戸、7.8%減少したとのこととあります。これらの原因は、高齢化、さらには後継者不足だそうであります。

こうした状況の中、本市の農家戸数、また将来の農業に意欲を持って取り組む認定農業者がどの程度おられるのかお伺いいたします。

②番、市内専業農家、兼業農家、非農家等の割合についてお伺いいたします。

③番、本市の専業、兼業農家の農業収入についてお伺いいたします。また、県との比較はどのようになっているのかもあわせてお伺いいたします。

④農業従事者の年齢層及び新規就農者による農業従事者の現況についてお伺いいたします。

⑤今後の農業経営のあり方、規模拡大農家、現状維持農家、規模縮小農家等について、実態調査などを実施してございましたらばお聞かせ願いたいと思えます。

⑥本市基幹産業は酪農、稲作、野菜かと思えますが、肉用牛、養豚、施設園芸など、現在の状況と今後の推移についてお伺いいたします。

⑦全国第4位生乳粗生産額的那須塩原市、牛乳消費の伸び悩む生産者のため、市としてどのような消費対策を考えておられるのかお伺いいたします。

昨年来、消費の落ち込みが続き、酪農家自身、大変な思いをしながら経営に携わっている状況であります。酪農家自身が割り当て加工品の買い取り、全乳保育、さらには全粉乳と、今月になりこれもまた割り当て、さらには乳量の強制割り当てと大変な状況でございませ。これらに勝つため、日々酪農家自身、頑張っている状態であります。

これらのことを十分理解の上、応分な対策を講

じていただきたくお伺いするところでございます。

(2)番の国営那須野原総合農地開発事業について。

①国営那須野原総合農地開発事業は、昭和41年度国営開拓パイロット事業地区として国会において採択され、那須野原全体の実施事業設計に着手、翌昭和42年後半、事業着工、深山ダム、赤田、戸田調整池、板室ダム、西岩崎、新・旧木の俣、藁沼頭首工等が整備され、さらには基盤整備、未墾地造成、農地等が開発されました。旧黒磯市においては2,100ha、旧西那須野町においては1,274ha、旧塩原町951ha、合わせ受益面積4,325haであります。さらに、既存農地を合わせると1万100haを超える那須塩原市の農地でありました。これらの農地が食糧の増産と農家経営安定のため、大いに利用、活用されてきたのが現実の姿であります。

しかし近年、農家の高齢化、他産業に勤める農業後継者、非農家がふえているため、基盤整備された農地、既存農地等が遊休地、耕作放棄地として利用されないままの農地が見受けられる状況であります。

これらの農地、さらには転用面積等はどの程度あるのかお伺いいたします。

②耕作放棄地等の今後の対策についてお伺いいたします。

③国営那須野原総合農地開発事業による各種施設の老朽化、破損、パイプラインの砂詰まり、フェンス破損等の対策についてもお伺いいたします。

次に、観光行政について。

(1)番の板室温泉地域整備について。

①板室温泉誘客の状況についてお伺いいたします。

県内各地の観光地域においては、観光客の減少、特に宿泊客の減少が甚だ厳しい状況であるとの認識は私自身、理解をしているところであります。

我が那須塩原市も一大観光地、塩原温泉、板室

温泉を控えております。塩原温泉においては本年度、開湯1,200年記念事業が計画され、秋のイベントを中心に各種施設事業が進められております。ぜひ成功のうちに今後の塩原温泉地域の観光客誘客増大の礎となることを心から期待するものであります。

一方、板室温泉に対しての行政としての対応、今後の考え方についてお伺いいたします。

②番、板室温泉を観光資源として大いに活用すべきと考えるが、市としての取り組み状況についてお伺いいたします。

③板室温泉園地遊歩道整備計画についてお伺いいたします。

これら園地遊歩道整備については、地元住民の方々が整備改良を願っているところであります。また、昨年6月定例議会において、同僚議員の渡邊穰議員が質問し、整備を検討するとのことでしたが、その後の経過等についてお伺いいたします。

(2)番の木の俣川園地遊歩道整備について。

①木の俣川園地遊歩道整備につきましては、平成10年から平成15年にかけて事業実施をし、2kmの区間が整備されたわけでありまして。その後2年以上、整備改良されないまま今日に至っております。

今後の計画があるのかどうかお伺いいたします。

次に3番、道路行政について。

(1)番、県道黒磯・田島線改良計画について。

①本市と福島県南会津町を結ぶ最短ルートであり、早期に整備を進めるべきと考えるが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

現在、通行どめとなっているが、両県の工事の進捗状況についてお伺いいたします。

(2)番、市道342号線板室・油井線那珂川橋改良計画について。

①市道342号板室・油井線は、板室本村、油井

地区の生活上、重要な道路であります。市道342号線にかかる那珂川橋は幅員が狭いため、片側交互通行であります。行楽シーズン等は交通渋滞、交通事故、また地元住民には農作業の妨げ、冬場の雪道では脱輪事故等が発生している状況であります。これらの改修計画についてお伺いいたします。

さらに、②の那珂川橋周辺は、これまでに安全面での対策はどのようになされてきたのかお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） それでは、28番、人見菊一議員の質問にお答えいたします。

私からは、農業行政の本市の農業の推移状況についてお答えいたします。

最初に、本市の農業の推移状況であります。まず農家戸数の現状、専業農家、兼業農家の割合につきましては、2005年に実施した農林業センサスの結果によりますと、農家戸数は平成17年度現在で2,942戸であり、前回の調査と比較いたしまして、約320戸の減少となっております。この内訳といたしましては、専業農家が511戸で、約30戸の増加をしており、兼業農家は2,431戸で、約350戸の減少となっております。また、農業認定者につきましては、平成16年度が523名で、平成17年度が547名であり、前年度と比較して24名の増となっております。

今後におきましても、認定農業者は増加するものと思われれます。

次に、専業、兼業の農家の収入と県全体との比較についてであります。農家の種類による収入

金額の数値はありませんが、農林業センサスによる農産物の販売金額の希望別農家数で見ますと、300万以上の販売金額規模の農家の割合は、那須塩原市では30%あるのに対し、栃木県全体では18%であり、那須塩原市の農家は販売金額の規模が大きくなっております。

次に、農業従事者の年齢層につきましても、農林業センサスの結果に該当するデータがないことから、具体的な数字はつかんでおりませんが、市の認定農業者を対象として見た場合、50歳から54歳が最も多く、28%となっております。次いで55歳から59歳が26%で、50歳代の方が全体の半分以上を占めております。

また、新規就農者の状況につきましては、平成12年から平成16年までの総数が63名で、平成16年度だけで見ますと、14名が新たに就農しており、平成17年度につきましても同程度と思われれます。

次に、今後の農業経営のあり方についてですが、平成16年12月から平成17年1月にかけて、旧黒磯市の全農家を対象に調査を実施した結果は、大規模拡大を考えている農家は、全体の12%となっております。次に、現状維持と考えている農家が60%、規模縮小、あるいは廃止と考えている農家が20%で、意向の把握ができなかった者が9%となっております。

次に、酪農、稲作、野菜などが本市の基幹産業とのことですが、農産物出荷額を見てもそのようなとなっております。また、肉用牛、養豚、施設園芸などの現在の状況は、それぞれの算出額で見ますと相当の割合を占めており、重要な産業と認識をいたしております。

今後の推移につきましては、国内外の状況や需要と供給のバランスによって変わるものと判断しておりますが、これまで以上の振興策を図るためには、地域ブランド化や特産品の開発など、新た

な付加価値を加えることが求められているものと思われま。市といたしましても、生産者を初め、関係機関と協力しながら、一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、牛乳の消費対策につきましては、市民に向けた取り組みといたしまして、市内で開催されるイベント時に牛乳を利用してもらえるようにイベントの主催者に働きかけをしたり、市のホームページなどを利用して広く消費者にPRをしていきたいと考えております。また、市役所内部でも会議のお茶のかわりに牛乳を出すことや職員に向けて牛乳をPRするなどの取り組みを行っております。さらには、那須塩原市畜産振興会においても牛乳の消費拡大を進めていきたいと考えております。

このほかにつきましては、産業観光部長、建設部長より答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは私のほうからは、農業行政の中の国営那須野原総合農地開発事業についてと観光行政についてお答えいたします。

初めに、国営那須野原総合農地開発事業により基盤整備された農地、既存の農地等の耕作放棄農地の面積、転用面積についてお答えいたします。

市内における遊休農地につきましては、平成17年度の調査結果では、約17haとなっております。また、転用面積につきましては、平成17年度に約47haが転用をされております。

なお、国営事業関連受益地内の遊休農地、転用面積については把握をしておりません。

次に、遊休農地等の今後の対策であります、認定農業者等への農用地の利用集積を図っていききたいと考えております。

最後に、国営事業による各施設の老朽化、破損

等の対策であります、これらの施設は国から県、那須野ヶ原土地改良区連合等が譲与を受け、管理をしております。

今後、大規模な修繕につきましては、国・県等の補助を利用して、県土地改良区連合等と協議をしながら、計画的に対応してまいりたいと考えております。それ以外の小規模な施設の更新や修繕につきましては、土地改良区が対応していくことと考えられております。

次に、観光行政についてお答えいたします。

まず、板室温泉地域整備についてであります、板室地区への観光客入り込み数は過去5年間で21%増加し、約73万人となっております。一方、宿泊者数は減少傾向が続いておりまして、この5年間で約15%減少、平成17年は16万6,000人となっております。

こうした状況の中、市では板室温泉や周辺の観光資源を有効に活用するため、沼ッ原湿原の自然を題材とした黒磯観光協会のニッコウキスゲキャンペーンを支援し、板室へのアクセスの起点となる黒磯の駅前と板室温泉が一体となった誘客確保を行っております。

また、板室温泉の園地遊歩道及び木の俣園地遊歩道整備等につきましては、板室地区全体計画の中で、現在地元や観光協会の代表者が事業計画の委員会を組織して検討中でございます。18年度中に協議検討を行いまして、現在市のほうで策定を行っております総合計画の中に位置づけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 道路行政についてお答えいたします。

初めに、県道黒磯・田島線の改良ですが、本路線につきましては、栃木県北部地域と福島県南

津地方を結ぶ最短ルートであり、両地域の産業経済、歴史的文化交流を持つ重要な路線と考えております。

また、本路線が整備されることにより、福島県、栃木県はもとより、茨城県も含む広域的な幹線道路として、沿線市町村の産業経済に大きく寄与するものと考えております。

このようなことから、本路線の道路整備早期事業化を促進するため、本市及び南会津町——旧田島町でございますが、2市町により、県道黒磯・田島線整備促進期成同盟会を設立し、栃木県、福島県に毎年要望活動を行っているところであります。

次に、現在の整備状況ですが、栃木県及び福島県所轄土木事務所に確認したところ、栃木県側においては危険箇所防災工事、福島県側においては狭小道路の拡幅、屈曲部の解消と供用道路の維持工事を順次実施している状況であります。通行どめ区間栃木県側11.7km、冬期通行どめ区間福島県側12.5kmについては、事業化の見通しが立っていない現状でございます。

今後とも本路線につきましては、早期事業化を促進するため、継続して要望してまいりたいと思っております。

次に、市道342号板室・油井線那珂川橋の改良計画についてお答えいたします。

この道路につきましては、板室本村や阿久戸集落の生活道路として、さらに観光シーズンには那須温泉への迂回路として利用されており、以前から整備が望まれている路線であります。

このようなことから、那珂川橋を含めた板室・油井線の改良計画につきましては、現在策定を進めております那須塩原市道路整備基本計画の中で整備計画路線として位置づけし、整備方法等について具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、安全対策についてですが、特に那珂川橋の幅員が狭いことから、幅員減少の警戒標識やカーブミラーを設置し、通行者に対し注意の喚起を行っているところであります。

以上です。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時18分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 1番目の農家戸数関係等については、市長さんのほうから答弁がございまして、2,942戸ということで、平成12年度から比較すると320戸減少したということは、5年間で1年間に70戸の農家が減少したというふうに理解していいのか。

さらには、今、市長さんのほうから認定農業者、平成16年が523名、17年が547名ということなんです。18年度農業公社の事業計画、この中を見ますと542名ということなんです。これらはどちらが正しいのか、その点お伺いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、お答えします。

最後の547名と542名の差はちょっと今確認してみますので、確認してからお答えしたいと思っております。

あと、農家数の減少につきましては、平成12年の農林センサス、17年の農林センサスの差は単純に言って、年平均でそれだけ減少したとは考えら

れませんが、統計上、12年の統計と17年の統計でこれだけの減少があったということでございます。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 那須塩原市の農業者、非常に広大な農地の中に農業者が点在して営々と農業経営に携わっていた。それが他産業に勤める関係でもって、こうした減少傾向にあるのかなというふうに認識をするところでございますけれども、将来考えた中で認定農業者の目標戸数というのは、どのくらいの目標になっているのか、その点についてお伺いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、お答えします。

認定農業者の目標、はっきりした数字を、ここで何名というお答えはできませんが、19年度から米の政策等が大幅に変わるというような状況で、認定農業者、担い手農家等の基準も那須塩原市で見直している状況もあります。そういった状況を見ますと、今後相当な数で認定農業者もふえると、そのように考えております。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 今、部長さんのほうから答弁があったように、将来、農業をしょって立つ農業後継者、さらには他産業から農家に職がえをするという方も多々あろうと思います。そういう中で、多くの認定農業者がふえるという形がとれれば幸いだなというふうに思います。

ただ、現在までに認定農業者としていた者が脱退された、そういう方も何人か——何人という形になるのかどうかわかりませんが、脱退された方がいるのかいないのかについてもお伺いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 一応認定農業者は

5年の期間を認定するというので市長名で認定しておりますので、5年過ぎた後のその受けていた農家の経営等、また後継者云々のいろいろな事情によって、再認定を受けない農家の方はおります。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 農家戸数、さらには認定農業者関係等については理解をいたしました。

2番の専業農家、それから兼業農家、この関係で、専業農家が30戸ふえたと。先ほど部長さんから将来の認定農業者等についてはどうなのかということについて答弁をもらったわけなんです、その中で今回30戸の農家がふえたということは、那須塩原市の農業も明るい兆しがあるのかなというふうに理解をしたいと思います。

この2番等については了解いたしました。

3番の兼業農家の農家収入、先ほど市長さんの答弁の中で300万以上所得のあった方、これら等については、本市では30%、県全体の中では18%だということ、こうした大きい収入が、要するにパーセンテージがあるということは、稲作なのか酪農なのかということを開きたいんですが、多分これは酪農関係が中心になっているのかなというふうに理解していいですか。

わかりました。

そんなことで理解をしたいと思います。

3番については了解いたします。

4番の本市の全体の農業年齢関係等については、実際、先ほど市長さんのほうから答弁があった中では、那須塩原市全体のデータはないと。旧黒磯市の中でのデータだというふうに答弁があったわけなんです、この中で50歳代が半数を占めるということ。非常に現役ばりばりの方が多いというふうに理解していいのかな。その点ひとつお願いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） そのとおりだと思います。

それと、先ほど答弁は求められなかったわけなんですけれども、農業の産出額につきましてつけ加えさせていただきます。

一番は生乳ですが、約108億。那須塩原市で生乳の生産額が108億でございます。その次が米になりまして、62億7,000万、その次が肉用牛です、ね、18億7,000万、そこら辺が農業産出額の出している営業でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 今、乳牛関係、さらには稲作関係、それらについて丁寧な答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

この点については理解をいたします。

年齢層等についての調査、今後、那須塩原市としてそうした調査をする予定はあるのかないのか。認定農業者のデータということなんで、那須塩原市全体の年齢層を調査する計画があるのかないのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 今のところそのような計画は考えておりません。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 調査する考えはないということでございますけれども、できれば実施をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、今後の経営のあり方等について、これら等についても旧黒磯市のデータということで、規模拡大農家、あるいは現状維持、合わせると72%の規模拡大、現状維持農家という形になるわけでございますけれども、今後農業を続けるという方

が70%以上現実として旧黒磯市の中ではあるわけなんです、この問題について、那須塩原市全体の中でこれら等の調査等はやる考えがあるのかないのかについてお伺いします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えいたします。

その件につきましては、先ほど答弁しましたように、旧黒磯市のデータしか持っておりませんので、今後早急に全体的な調査はしてみたいと考えております。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 了解いたしました。

次に、6番の本市の基幹産業等については、先ほど市長さんのほうから答弁がありまして、肉用牛、さらには今後地域のブランド化をして特産品の開発、あるいは付加価値のあるものを加えていく必要があるというようなことでもございましたけれども、これら等の推進等については、やはり生産者、行政が一体となっていかなければならないというふうに私は理解するわけでございますけれども、そうした指導、あるいは取り組みということについてはどうなのか。この点について。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えいたします。

特に肉用牛等につきましては、いろいろ今、全国各地で有名なブランド名で出している肉用牛等も相当各地域であります、那須地域についてもそのようなブランド名をとった肉用牛等の販売、地域名の商標等がとれば、それなりに今後肉用牛の畜産農家についてはふえてくるというふうに思われますので、そこら辺の販売のほうも十分に検討していきたいと考えております。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） ぜひそのような方向で取り組んでいただきたいということをお願いと要望

にしておきたいと思います。

次に、7番の牛乳の消費対策については、先ほど市長さんのほうから答弁があって、できる限りの取り組みはやっていきたいというような答弁でございました。生産者の一人として、この点については感謝申し上げたいと思います。

また、先ほど申し上げましたとおり、現在酪農家自身が加工品の買い取り、あるいは全乳保育、調整乳量の割り当て、さらには全粉の買い取りですね、そうした形でもって、生産者みずから努力をしている状況でございます。そういう中で今、酪農家自身、駄牛淘汰、1戸の酪農家でもって10頭も15頭も駄牛淘汰をしなくてはならないというような生産調整の中で苦しんでいる酪農家が多い状況でございます。

このことも十分理解していただいて、この時期というか、今現在の状態の中で行政として取り組んでいただいている各種会議、あるいはイベント等に対しての牛乳の供給ということでもって努力をしていただくという答弁でございましたけれども、単年度ではなくて、さらに長い期間にわたってのそうした取り組みをぜひお願いしたいというふうに感じるわけでございます。

内容等については非常に、先ほど市長さんの答弁で、それ以上のことを望むということになりますと、学校給食関係等について、既に給食においては牛乳を昼食時に与えているという形をとっておりますけれども、きょうも一般質問の中で先輩議員の方から、朝食をとらないで学校に行くという中で、それらに健康上でできれば、学校ではおやつ時間というのではないと思いますけれども、何らかの方法で給食以外の牛乳の消費ということについて協力していただければありがたいというふうな考えを私自身持つておるわけでございますけれども、これら等については、教育長さん、ど

うでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ただいまのご質問、新聞等々にも載っております、農家、酪農家、生産調整、あるいは生乳の単価の下落というようなことで大変だなということで思っております。

そういう中で、学校給食、今ご指摘のとおり、毎日1人200mlが出されております。こういうことで、牛乳だけではなくて、これらを含めた学校給食に含めた栄養を満たした献立をつくっていくと、こういう状況であります。

そういう中で、牛乳は毎日飲んでいきますから、これ以上ということにならないと思いますけれども、そういう中でも乳製品の利用拡大等々に給食の中で努めてまいりたいと、このように思っております。

また、中学校までは給食がありますけれども、高校以降になりますと給食がありません。そういう中で、どうしても牛乳の摂取量といいますが、そういうものが今の若い人にとってない傾向にありますので、こういうことも含めて、食に関する指導の中で、自分の健康を守るという意味からも、今後もそういうものをとるような指導をしてまいることが大事なのかなと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 大変ありがとうございます。

今後ともそうした指導、あるいは協力のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ぜひ単年度という形ではなくて、今後、那須塩原市牛乳生産第4位という言葉を出す以上、全市を挙げての消費拡大に協力していただくようお願いをしておきたいと思います。

7番等についてはお願いとしておきたいと思

ます。

次に、国営那須野原総合農地開発事業、この中で耕作放棄地等については17ha、さらに農地転用面積が17年度で47haが転用されたということ。基本的に那須野原総合農地開発事業の受益地そのものは調査していないというようなことでございましたけれども、受益地の場合、何か建物を建てたいとか、さらには自分で別な目的で利用したいという場合については、代替地がなくては変更ができないという状況があるわけでございますけれども、この転用面積47haの中に、多分受益面積も含まれているのかなというふうに、私の主観でございますけれども、この転用面積、受益面積そのものが17ha以上存在するのではないかなという、これ等については調査の結果ということでございますので、それ以上のことは言えないわけでございますけれども、私どものすぐ近くに油井地区があるわけでございますけれども、あそこの遊休地というのは相当な面積があるのではないかなというふうに理解しているわけなんです、それらも含めた17haという感じなのかどうなのか、この点について。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） この調査につきましては、水田農業確立関係の各集落におります推進委員さんに調査をお願いした結果でございますので、今言った油井のあそこが入っているか入っていないか、ちょっとこの場では答えられませんが、いずれにしても推進委員に頼んで出した集計の結果が遊休農地は17haだということでございます。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） わかりました。

転用面積等については、内容的に利用目的という関係等について、これは把握していますか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 一応、農地の転用につきましては、農業委員会のほうの許可とか申請になるものですから、私のほうからあれはちょっと、お答えはできないんですけれども、農業委員会のほうで調査をすればわかると思いますので。

○議長（高久武男君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（枝 幸夫君） 転用関係につきましては、3条から5条ということいろいろ転用がありますけれども、那須野ヶ原総合区域も含めての転用面積というのは集計してございませんので、持ち帰って、さらにそういう区分けができるかどうか調査研究してみたいと思います。転用目的の中で調査を実施してみたいと思います。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） そのことについて後日報告いただければと。よろしく願います。

転用関係等については理解をいたします。

耕作放棄農地等関係、今後の対策ということで、意欲ある認定農業者に集積を図っていききたいという答弁でございました。ぜひそのような方向で進んでもらえればありがたいというふうに思っております。

ただ、つい先日、集落営農組合ですか、これが西那須野地区に1集団ができたということで、これらの推進というか、営農組合の推進方法等については考えているのかどうなのか。認定農業者だけに集積を図ることなのか。その点について。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えいたします。

集落営農の推進につきましては、16年からだと思えますけれども、旧黒磯、西那須野、塩原、それぞれの実験的な地域が指定されまして、それで集落営農に向けた集落内の会議等を実施したわ

けなんですけれども、なかなか旧黒磯につきましては、平均耕作面積と個人で持っている農地との面積で、集落営農的な形で19年度からの米政策等に対応するような組織形態はできておりません。那須塩原市では、先ほど議員が申し上げました西那須野地区で初めて組織ができたわけなんですけれども、なかなかそれ以外の地域では、農協等でも指導はしているわけなんですけれども、なかなかまとまりがつかないというのが現状でございます。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） 確かに集落営農組合の設立ということになってくると、それぞれの農家が集団をつくって、一つの会計、一つの組合から資材をとるにしても何にしても一つの財布から出していくという形になれば、非常に農家自身、今まで経営していた形から脱皮をするということで、非常に不安を感じると同時に、仲間割れという形もまたできかねないのかなというふうを感じるわけでございますけれども、そうした意欲がある方がおりましたらば、ぜひとも行政として指導して組合を設立していただきたいと、この点については要望としておきたいと思っております。

さらに、3番目の各種施設の老朽化、要するに総合開発の施設破損等は先ほどの答弁でこれらについては理解をしたいと思っております。

ただ、一つの資材をとる段階で、一般に市販されているものから比べると、非常に総合開発の地域に設置されたもの、要するに施設ですが、特にフェンス等関係、これら等についてはかなりの格差があるということ。どうなんでしょうねということをお聞かせたんですが、全くわからない状態だったので、これは一つの独立した会社でもって購入し供給しているという形なのかどうなのか、この点について。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えいたします。

ただいまの質問につきましては、直接土地改良施設等の整備改修等は市のほうではやっておりますので、やっているのはその施設を管理している、例えば土地改良連合、そういう団体等、協議会等が修繕と改修をやっておりますので、ただいまの質問はちょっとお答えができないと思います。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） わかりました。

今回、東那須野の上中野地区にイオングループが入ってくるという中で、この地域の中に総合開発の受益地等が含まれているのかどうなのか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えいたします。

受益地が入っているのは確実なんですけれども、その面積については今、把握をしております。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） その点については後日、部長、直接聞くようにします。

次に、観光行政等について、板室温泉の誘客等については部長答弁で、入り込み数5年間で21%の増加と、約73万人が利用されたということ、非常にフリーの客という。しかしながら、宿泊客数が15%も減少したということは、非常に板室温泉に魅力がないのかなという、要するにいろいろな施設そのものが整備されていないと。

2番の板室温泉を観光資源として有効に活用すべきだというようなことを考えた中で、遊歩道の整備、さらにはつり橋、要するに塩原温泉にあるようなつり橋があってもどうかなというふうを感じるわけなんです、どうなんでしょう。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えいたします。

板室関係の整備につきましては、旧黒磯時代に、

これは平成6年のうちに策定した黒磯観光ビジョンというのがありまして、合併前まではそのビジョンによって、ある程度板室温泉等の整備はしてきたわけなんですけれども、その中に今議員がおっしゃったような整備手法等も計画の中のものにしていたのは事実でございます。

ただ、先ほど私のほうから答弁しました事業計画委員会をつくって今やっているんですよという中の委員会のテーマにつきましては、板室温泉街及び板室ダム、木の俣遊歩道、そこら辺を中心にした全体的な総合計画をどうするかということをやテーマにして今やっておりますので、その中で新たなまた温泉街の計画等の要望等が出てくると思います。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 28番、人見菊一君。

○28番（人見菊一君） わかりました。

板室温泉の遊歩道、あるいは木の俣川園地遊歩道関係の整備、さらには板室ダム周辺の整備、これら等については地元の旅館組合の方、さらには観光協会、行政等が一体となった事業計画委員会というものを設置して、18年度中に協議検討して総合計画にのせていくということ。これはぜひともそうした整備、遊歩道関係の整備、必ずのせていただきたいということ、このことについては強く要望しておきたいと思っております。

この事業計画、特に板室温泉等においては、入湯税は完璧に納税されていますので、そのことも認識をしておいて、板室温泉の改良整備に努力していただきたいということをお願いしておきます。

さらに、道路行政等については、黒磯・田島線の改良関係等については、防災工事、福島県側においては拡幅、屈曲改良、道路維持の最小限の工事を進めているということでしたが、これら等については理解をしたいわけでございます

けれども、基本的に福島、栃木、それぞれの県庁に早期実現に向けての要望活動をしているわけなんですけれども、全く進展性がないということで、これら等についてはぜひとも栗川市長、自分の手腕力量を振るって早期改良に向けて努力していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

あと、市道342号線関係等については、ぜひとも道路整備10か年計画の中で、前期の中で改良にこぎつけるように、これら等についてはお願いしておきたいと思っております。答弁は結構です。

大変丁寧なる答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど申し上げましたとおり、市民の目線に立って、市民一体化、事業の一体化、「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」発展のため努力されますことに期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 先ほど、認定農業者の数等についてのご指摘があった件について、訂正の答弁をさせていただきます。

平成17年度、私のほうで当初547名と申し上げましたが、549名、前年度と比較して24名ではなくて、26名の増ということで、大変申しわけございません。訂正をお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 以上で、28番、人見菊一君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分